

御殿場市男女共同参画計画

第四次 レインボープラン御殿場

平成 29 年度～平成 33 年度

平成 29 年(2017 年) 3 月

御殿場市

は じ め に

日本の社会は、少子高齢化社会の進展、家族形態・雇用形態の多様化、社会経済のグローバル化や高度情報化など、大きな転換期を迎えています。

このような情勢に対応するためにも、男女が、対等な構成員として社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担う社会の実現が不可欠となっており、国や県の重要施策の一つとして位置付けられております。

当市においては、平成20年12月に男女共同参画社会の実現を目指すために、「御殿場市男女共同参画推進条例」を制定しました。本条例では、推進についての基本理念並びに市、市民、事業者及び市民活動団体の責務、推進に関する施策の基本となる事項などを定めています。

条例に定めた事項を具体的に実行するため、ここに男女共同参画計画「第四次レインボープラン御殿場」を策定しました。

男女を問わず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民、事業者及び市民活動団体が、それぞれの立場で男女共同参画について正しく理解し、それぞれが一体となって推進していくことが、何よりも大切であると思います。皆様の御理解と御協力をいただきながら、計画の諸施策を積極的に実行していきたいと考えております。

結びに、本計画の策定に携わっていただいた参画会議委員、策定委員会幹事の皆様をはじめ、意識調査やパブリックコメント等において貴重な御意見、御提案をいただきました市民の皆様に心から御礼を申し上げます。

平成29年3月

御殿場市長 若 林 洋 平

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の経緯	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 策定体制	4

第2章 計画策定の背景

1 社会情勢についての認識	5
2 国内外の動き	10

第3章 基本計画

計画の体系	16
-------------	----

基本目標1 男女共同参画のための意識づくり	17
-----------------------------	----

- (1) 広報・啓発の充実
- (2) 学校教育・生涯学習の充実
- (3) 女性登用・社会参画の推進（女性活躍社会）
- (4) 女性の人権を侵害する行為の根絶（DV防止対策）
- (5) 男女の人権の尊重（ハラスメントの防止）

基本目標2 男女共同参画推進の環境づくり	25
----------------------------	----

- (1) 女性の起業・再就労への支援
- (2) 就労の場における男女共同参画の推進
- (3) 子育て・介護支援の充実
- (4) 防災分野における男女共同参画の促進
- (5) 男性の家事・育児・介護への参画推進

基本目標3 誰もが生き生き活動できる社会づくり	31
-------------------------------	----

- (1) 制度・慣行の見直し
- (2) 貧困に直面する男女への支援
- (3) 男女の健康保持増進
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (5) 国際的な協調に向けた取組み
- (6) 推進体制の充実

参考資料	39
------------	----

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の経緯

本市では、国の男女共同参画社会基本法（平成 11 年）に先駆けて、平成 9 年度に男女共同参画の指針となる計画「レインボープラン御殿場 2 1」を策定して施策に取り組み始めました。平成 14 年度には「第二次レインボープラン御殿場 2 1」、平成 20 年度には、同年度に制定された「御殿場市男女共同参画推進条例」に基づく「第三次レインボープラン御殿場」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して、諸施策の推進に努めています。

一方、国では、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年 12 月）に基づく地方創生に向けた取組みが進められるなか、本市においても平成 27 年度に「第四次御殿場市総合計画」が策定され、これらの計画に基づいた総合的な施策が進められています。

また、国は女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」（平成 27 年法律第 64 号）を定め、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図ろうと、取組みを進めています。

以上の社会情勢を背景として、次の 3 項目を主な目的として「第四次レインボープラン御殿場」を策定します。

- ①「第三次レインボープラン御殿場」が平成 28 年度に満了することに伴う、新たな指針
- ②上位計画である「第四次御殿場市総合計画」（平成 27 年 10 月策定）と整合した新たな計画
- ③女性活躍推進法を踏まえた計画

2 計画の位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づき策定する「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として策定します。

【男女共同参画社会基本法】（抜粋）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 （都道府県男女共同参画計画等）

- 第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- (2) 御殿場市男女共同参画推進条例第 13 条に基づき策定する「男女共同参画の推進のための基本計画」として策定します。

【御殿場市男女共同参画推進条例】（抜粋）

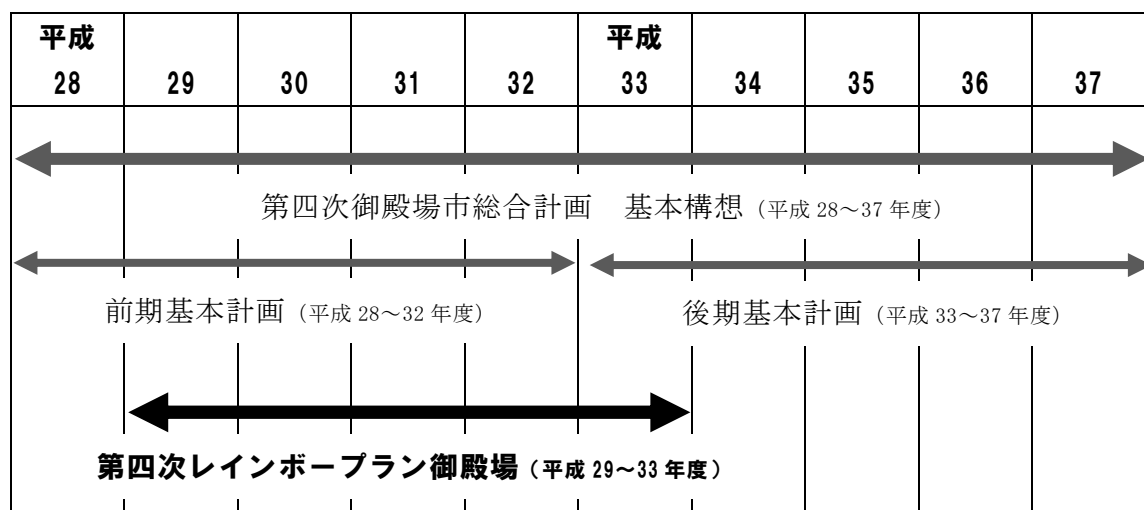
第 2 章 基本的施策 （計画）

- 第 13 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進のための基本的な計画（以下「計画」という。）を策定する。
- 2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画を推進するために必要な事項
- 3 市長は、広く市民等の参画を受けて、計画を策定しなければならない。
- 4 市長は、計画を策定するに当たっては、第 20 条の規定により設置する参画会議（次条において同じ。）の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 6 前 3 項の規定は、計画の変更について準用する。

- (3) 国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「第2次静岡県男女共同参画基本計画」との整合性に配慮した計画とします。
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める市町村基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村推進計画を包含するものとします。
- (5) 「第四次御殿場市総合計画」を上位計画とし、市が策定している関連分野の諸計画との整合が図られた計画とします。

3 計画期間

第四次御殿場市総合計画前期基本計画の計画期間を考慮し、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とします。



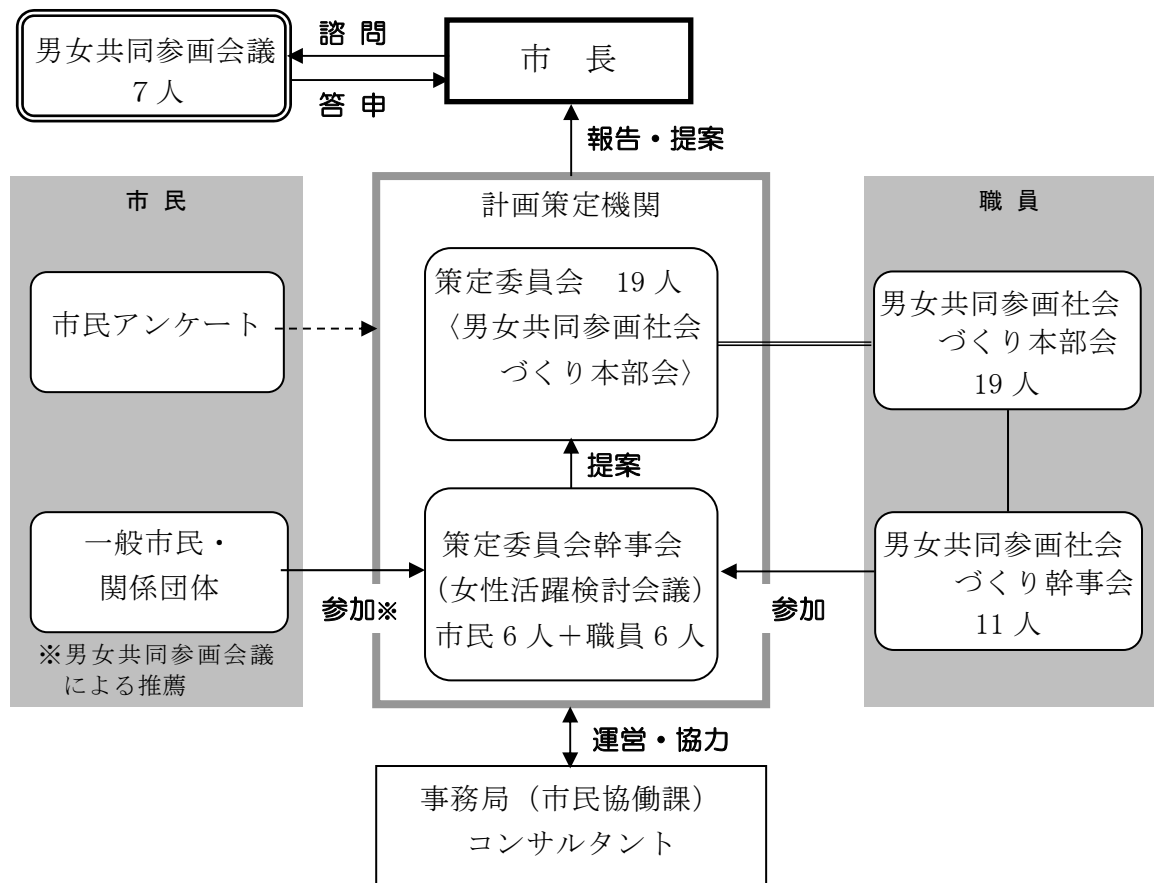
4 策定体制

①御殿場市男女共同参画計画策定委員会

御殿場市男女共同参画社会づくり本部会設置要領第3条に規定する者をもって構成し、委員長を置くものとします。本計画について策定委員会幹事会で作成された原案を協議し、最終調整を行うものとします。

②御殿場市男女共同参画計画策定委員会幹事会（女性活躍検討会議）

御殿場市男女共同参画社会づくり本部会設置要領第5条に規定する者の内、策定委員会委員長が指名する者及び男女共同参画会議から推薦を受けた市民をもって構成され、本計画の策定作業を行うものとします。



第2章 計画策定の背景

1 社会情勢についての認識

「第四次レインボープラン御殿場」の策定に当たっては、以下のような社会情勢についての認識に基づいて策定しています。

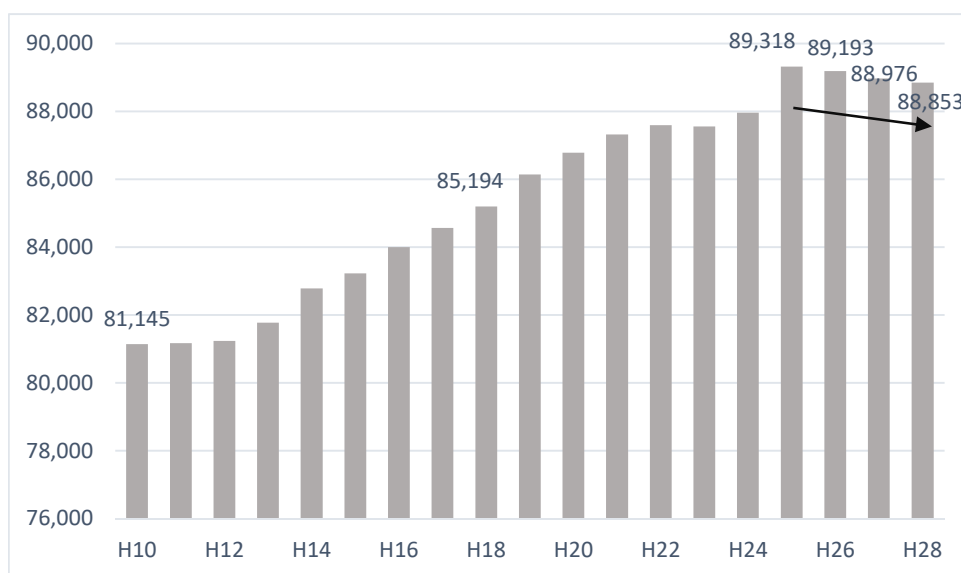
(1) 社会全体における状況の変化

全国的な少子高齢化の急速な進展により、国では平成 20 年をピークに人口減少局面に入っていますが、本市においても近年（平成 25 年頃から）、減少傾向が見えはじめました。これらの状況は今後も続き、人口はさらに減少すると見込まれています。

少子高齢化といった人口構成の大きな変化やグローバル化による産業競争の激化などにより、経済社会の構造が変化し、非正規労働者の増大をはじめとする雇用の不安定化、社会保障の持続可能性など、様々な課題が生じている中で、社会の持続可能性の確保や諸課題の解決に向けて、女性の活躍がこれまで以上に必要とされています。

また、経済は長引くデフレに苦しみ、力強い持続的な経済成長が実現できませんでしたが、近年、企業収益は回復し、ようやく「経済の好循環¹」が生まれつつあり、その担い手としての女性の活躍の重要性が増しています。

■御殿場市の人口推移



※H25の人口増加は市民に外国人住民を含めることになったことによるものです。

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

¹企業収益の回復が雇用拡大や賃金上昇につながり、それに伴う消費の拡大や投資の拡大を通じて更なる景気回復をもたらすような経済の循環のこと。

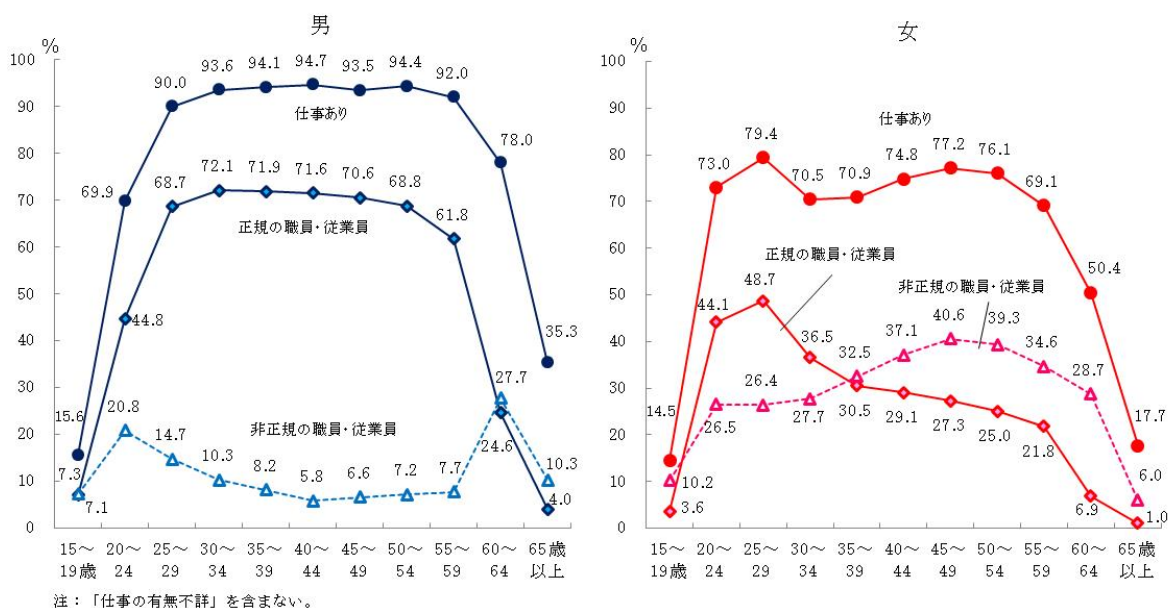
(2) 女性をめぐる状況の変化

働く女性が増加する一方で、第一子出産を機に、特に非正規雇用の女性が離職する割合が高いことから、約6割の女性が離職し、女性の労働力率が子育て期に当たる30歳代で低下する状況は変わっていません。また、働きたいという希望を持ちながら労働市場に参加できていない女性が約300万人存在するなど、女性は、我が国最大の潜在力となっています。

正規雇用と非正規雇用という、いわゆる「働き方の二極化」への対応もM字カーブ²問題と関連する重要な課題です。非正規雇用には、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しいなどの問題が指摘されていますが、男性雇用者のうち非正規雇用者の割合は約2割であるのに対し、女性の場合には出産・子育てなどによる離職後の再就職に当たって、非正規雇用者になる場合が多いことなどから、女性雇用者のうち非正規雇用者の割合は半数を超えています。

加えて、正規雇用者の長時間労働を前提とした働き方が、働き方の二極化を進める要因の一つともされ、正規、非正規を通じた働き方や雇用の在り方の見直しの必要性も指摘されています。

■ 正規雇用及び非正規雇用の性別・年齢階層別推移



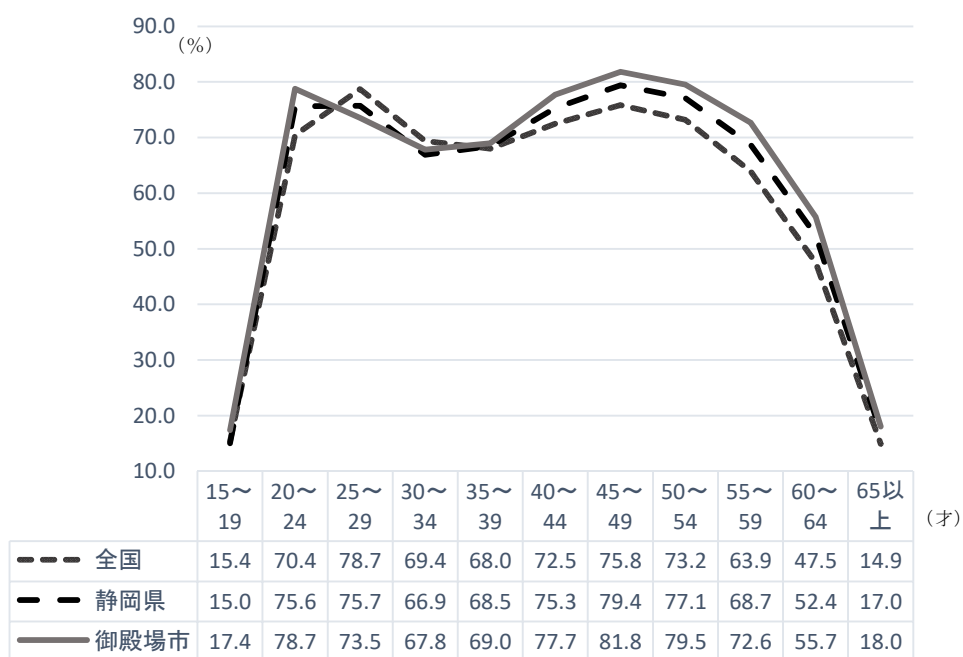
資料：国民生活基礎調査（平成27年）

本市においてもM字カーブは同様であり、35歳以降の労働力率は全国平均、県平均を上回っていますが、第1子の出産年齢層である25～29歳では、全国平均、県平均をともに下回っています。

また、女性の労働力率を国際比較すると、スウェーデンや米国と比較して20～30歳代の世代で労働力率が低くなっていることがわかります。

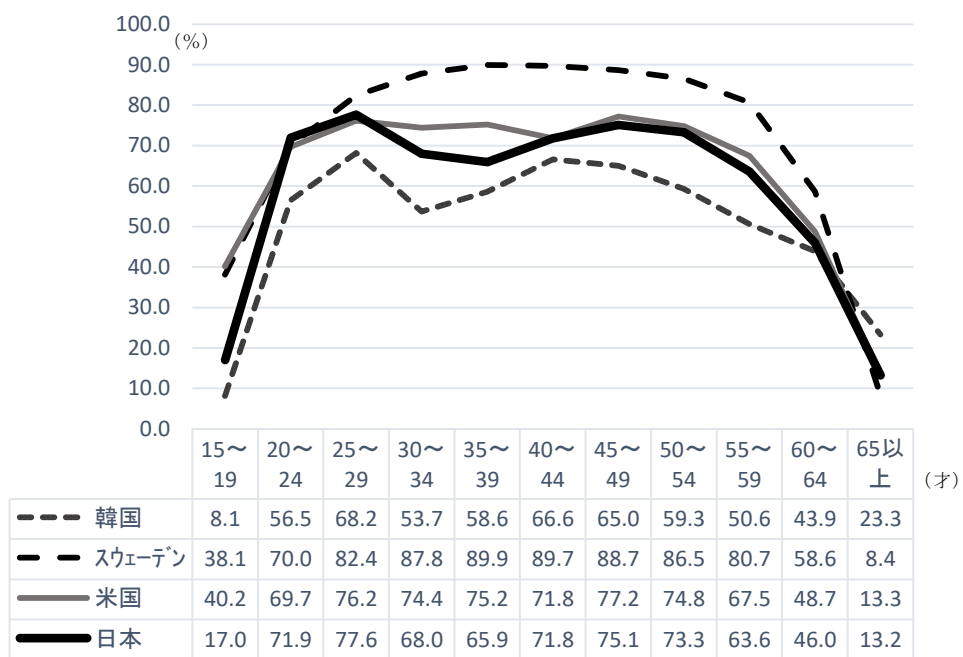
² 出産・育児期にあたる30歳代で就業率が落ち込み、子育てが一段落した後に再就職する人が多いことを反映しているM字型曲線のこと。

■女性の年齢階層別労働力率の推移（国・県との比較）



資料：国勢調査（平成 27 年）

■女性の年齢階層別労働力率の推移（国際比較）

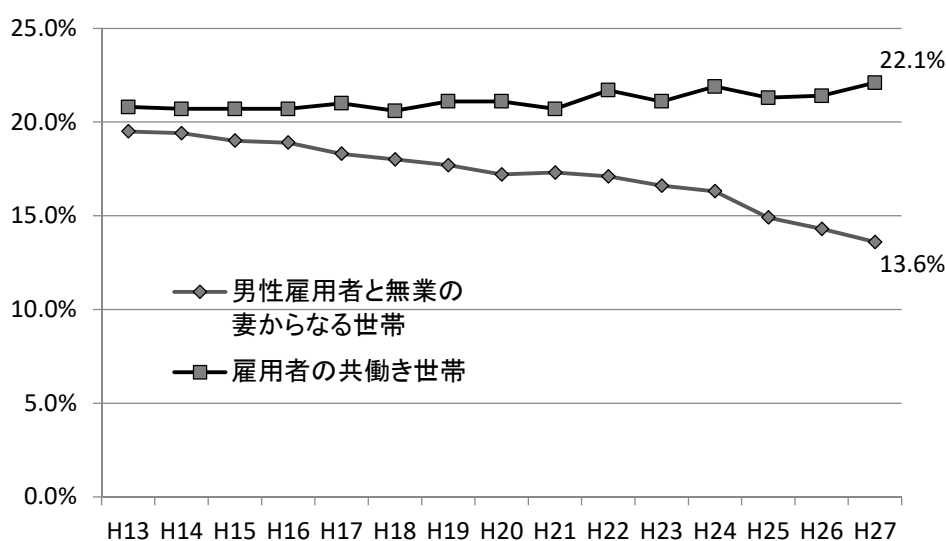


資料：男女共同参画白書（平成 25 年度版）

(3) 世帯構造の変化

夫婦が共に雇用者である「共働き世帯」が、「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」を上回っており、その差は年々広がっています。このような中で社会における活動や個人の生き方は多様化しており、高齢化社会の進展の中で、事実上女性が多くを担っている家事・育児・介護等において、女性の負担が重くなっていくことなども想定されます。そのため、男女の多様な生き方を可能とする社会システムへの転換が求められています。

一方、晩婚化・未婚化や高齢者人口の増加による単身世帯、離婚によるひとり親世帯が増加しており、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあることが指摘されています。



資料：国民生活基礎調査（平成 27 年）

(4) 男性の仕事と生活を取り巻く状況

女性の就業率の高まり、女性のライフスタイルや世帯構造の変化など、女性を取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、女性の参画は実際には期待されるほどの成果を得られていません。その大きな原因として、依然として残る「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な性別役割分担意識、男女の能力や適性に関する固定的な見方や様々な社会制度・慣行があります。

特に、男性の長時間労働は、家事・育児・介護等への主体的な参画を困難にし、結果として女性が仕事と生活を両立することを難しくしていると同時に、自己啓発や地域コミュニティへの参加、本人の健康保持などを含めた、男性自身の仕事と生活の調和の実現も阻害する要因になっています。このため、男性が置かれている現状の労働環境等について、見直していくことが必要とされています。

(5) 東日本大震災の経験から得た教訓

東日本大震災では、被災地において、救助・救援、医療、消火活動及び復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しました。一方で、物資の備蓄・提供や避難所の運営等において女性の視点に立った対応が十分ではなかったなど、様々な課題が明らかになりました。それらの経験から、そもそも防災・復興における政策・方針決定過程への女性の参画が不可欠であること、災害対応における男女共同参画の視点が重要であることや、それらの実現のためには、多様な主体による平時からの連携が重要であることが改めて認識されています。

(6) 女性に対する暴力をめぐる状況

配偶者等からの暴力、性犯罪等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっています。

また、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題となっており、こうした状況に的確に対応する必要があります。また、近年、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力は多様化しており、そうした新たな形の暴力に対しても迅速かつ的確に対応していく必要があります。

(7) 地域社会の状況

地域社会では、都市化を背景とした地域における人とのつながりの希薄化や、活動の担い手の高齢化、活動組織の縮小化などが進みつつあります。このような地域社会の変化は、以前は地域で補っていた育児や高齢者の生活を支える機能の低下にもつながっており、子育て層や高齢者層の孤立化などが課題となっています。

また、全国的に地域の機能が弱まっている中で、地域コミュニティの活性化が必要とされています。本市では、比較的地域活動が活発に継続されていますが、固定的な性別役割分担意識が地域に根強く残っており、自治会役員等への女性登用は非常に低いのが現状です。このような中、男女が地域社会の一員として共に責任をもって役割を果たし、様々な活動へ参加できる社会としていく必要があります。

(8) 国際的な動きへの対応

男女共同参画、女性のエンパワーメント並びに女性及び女兒の人権などの課題に対して、ニューヨーク国連本部で開催された国連サミット（2015 年）で、2030 アジェンダが正式に採択されました。一方、市内では外国人住民が増加する傾向にあります。こうした新たな国際的な潮流や市内の状況を踏まえ、幅広い年齢層、多様な主体と協働しつつ、国際的な協調に向けた取組みなどを進めていく必要があります。

2 国内外の動き

(1) 世界の動き

①国際婦人年

男女共同参画の国際的な取組みは、昭和 50 年（1975 年）の「国際婦人年³」提唱以降、国際連合を中心とする動きの中で進められてきました。

「国際婦人年」の提唱にあわせ、同年「平等・開発・平和」の 3 つを目標とする「世界行動計画⁴」が採択されるとともに、昭和 51 年（1976 年）から昭和 60 年（1985 年）までの 10 年間を「国連婦人の 10 年」と定め、加盟各国に計画の推進を呼びかけました。

②女子差別撤廃条約

「国際婦人年」の提唱により、国際的な男女平等への実現の一步が踏み出され、昭和 54 年（1979 年）には、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が国連総会において採択されました。

③ナイロビ世界会議

「国連婦人の 10 年」最終年である昭和 60 年（1985 年）には「国連婦人の 10 年最終年世界会議」がケニアのナイロビで開催され、「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択となりました。

④第 4 回世界女性会議

平成 7 年（1995 年）には、アジアで初めて中国の北京で第 4 回世界女性会議が開催され、「ナイロビ将来戦略」の見直し・評価を行うとともに、この会議で採択された「北京宣言及び行動綱領⁵」により、「女性の権利は人権である」と再確認、また西暦 2000 年までの 5 年間に、女性の地位向上のために各国が優先的に取り組むべき戦略目標と行動指針が明示されました。

⑤国連特別総会「女性 2000 年会議」

平成 12 年（2000 年）には、国連本部において国連特別総会「女性 2000 年会議：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催されました。この会議では、「行動綱領」の実施状況の検討・評価が行われたほか、各国の決意表明や理念を謳う「政治宣言」と各国政府、国際機関、市民社会が行うべき行動とイニシアティブを提言した「更なる行動とイニシアティブに関する文書」が採択されました。

³ 昭和 47 年（1972 年）第 27 回国連総会において、性差別撤廃に向けて世界的規模の行動を持って取り組むために、昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」とすることを決議しました。同年メキシコにおいて「国際婦人年世界会議」が開催され、「メキシコ宣言」と「世界行動計画」が採択されました。

⁴ 国際婦人年の 3 大テーマである「平等・開発・平和」の達成に向けて、昭和 51 年（1976 年）から昭和 60 年（1985 年）の 10 年間に各国の政府、公的・民間機関、婦人団体、マスコミ、政党などが取り組むべき計画に指針を与えるものとして、策定されたものです。固定的性別役割分担の社会通念打破に挑み、その後の女性の状況と意識変革に大きな影響を与えるものとなりました。

⁵ 女性のエンパワーメントを目的とし、貧困・教育・ヘルスケア・経済構造・意思決定への参加などにおける不平等を 12 の重大関心分野とし、「戦略目標」と「取るべき行動」が盛り込まれており、各国政府に戦略的措置を取るよう求めたものです。

女性に対する暴力への対応の充実、開発や平和達成のために女性の政策・方針決定過程へのより積極的な参画等に関して、「北京宣言及び行動綱領」からさらに進展があったと評価されています。

⑥「北京+10」世界閣僚級会合

第4回世界女性会議から10年が経過した平成17年（2005年）には、「北京+10」世界閣僚級会合が開催されました。この会議では、平成7年（1995年）第4回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」及び2000年国連特別総会の成果文書の実施状況を評価し、さらに推進していくための今後の戦略について議論がなされました。

⑦東アジアの男女共同参画担当大臣会合

平成18年（2006年）には、東京で東アジアの男女共同参画に関する初の担当大臣会合である「東アジアの男女共同参画担当大臣会合」が開催され、本閣僚会合を年次開催するといった決定を含む「東京閣僚共同コミュニケ⁶」が全会一致で採択されました。

⑧「自然災害とジェンダー」決議案の採択

平成26年（2014年）には、第56回国連婦人の地位委員会において、東日本大震災を踏まえて我が国が提出した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の決議案が採択されました。

⑨「北京+20」記念会合

平成27年（2015年）には、第4回世界女性会議から20年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議成果文書」の実施状況及び評価を主要テーマとして第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）が開催されました。

(2) 日本の動き

①婦人問題企画推進本部設置と国内行動計画策定

昭和50年（1975年）の「世界行動計画」を受けて、国内では総理府（現：内閣府）内に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年（1977年）には、最初の計画として「国内行動計画⁷」が策定されました。

⁶ 会議には16カ国が参加し、東アジアにおけるジェンダーの平等・平和・開発の大きな進歩に向けた歴史的な一歩であると評価されました。また、ベストプラクティスの共有、ワーク・ライフ・バランスの重要性などについて合意されるとともに、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントに向けた東アジア地域内の連携がよい模範となり、国際社会に発信されるよう努力することが盛り込まれました。

⁷ 昭和50年（1975年）メキシコ会議で採択された「世界行動計画」に基づき、日本でも昭和52年（1977年）政府が国内行動計画を策定しました。憲法の定める男女平等の原則に基づき、女性が男性と同等に国民的権利を享受し「国民生活のあらゆる領域に男女両性が共に参加、貢献することが必要」との基本的な考え方にたって、それを可能にする社会環境の形成について課題を挙げています。

②女子差別撤廃条約の批准

昭和 59 年（1984 年）に「国籍法」、「戸籍法」の一部が改正され、昭和 60 年（1985 年）には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（「男女雇用機会均等法」）が制定されるなど、国内法制度の整備が進められ、昭和 60 年（1985 年）に「女子差別撤廃条約」が批准されました。

③新国内行動計画策定

昭和 60 年（1985 年）の「ナイロビ将来戦略」を受けて、昭和 62 年（1987 年）男女平等をめぐる意識改革、平等を基礎とした男女の共同参画等を基本目標に、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定されました。平成 3 年（1991 年）には、「ナイロビ将来戦略勧告」の趣旨に沿って「新国内行動計画」の第一次改定が行われ、「社会のあらゆる分野へ男女が平等に共同して参画することが不可欠である」との認識で、目標がそれまでの「男女共同参加型社会」から「男女共同参画社会」に改められました。また、同じく平成 3 年（1991 年）には「育児休業法」の制定等、男女平等に関する法律制度面の整備が大きく進められました。

④男女共同参画推進本部設置

平成 6 年（1994 年）には、内閣総理大臣を本部長とした「男女共同参画推進本部」、総理府には「男女共同参画室」、諮問機関として「男女共同参画審議会」をそれぞれ設置し、推進体制の整備を進めました。

⑤男女共同参画 2000 年プランの策定

平成 8 年（1996 年）には、「北京宣言及び行動綱領」を踏まえて「男女共同参画 2000 年プラン⁸—男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年までの国内行動計画—」が策定されました。

⑥男女共同参画社会基本法の制定と男女共同参画基本計画の策定

平成 11 年（1999 年）には、「改正男女雇用機会均等法⁹」、「男女共同参画社会基本法¹⁰」が制定される等、男女共同参画における、各機関と国民の義務が明らかにされました。翌年の平成 12 年（2000 年）には、この「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

⁸ 平成 8 年（1996 年）12 月、男女共同参画社会の実現に向けて、平成 12 年（2000 年）度までに政府が取り組むべき施策を総合的、体系的に整備し、推進するために策定された国内行動計画。

⁹ 平成 9 年（1997 年）6 月成立。平成 11 年（1999 年）4 月施行。これまでは「女子差別撤廃条約」批准のための国内法整備の一環でしたが、施行 10 年目を契機に見直し論議が強まり、努力目標であった募集・採用、配置・昇進の機会均等についての違反を禁止規定とし、是正勧告に従わない企業名公表を規定しました。また、ポジティブ・アクション導入支援も盛り込まれました。

¹⁰ 「男女の人権の尊重」「社会における制度または慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の 5 点を基本理念とし、男女共同参画社会形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが明確にされました。

⑦男女共同参画会議と男女共同参画局の設置

平成 13 年（2001 年）1 月の中央省庁等改革に伴い、新たに設置された内閣府に、重要政策に関する会議の一つとして「男女共同参画審議会」を発展的に継承する「男女共同参画会議」が置かれたほか、内閣府に男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成に向けた推進体制が強化されました。

⑧ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議

平成 19 年（2007 年）には、官民一体となって仕事と生活の調和の実現に取り組むため、経済界、労働界、地方の代表者、関係会議の有識者から構成される「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。企業、国民、国地方公共団体の果たすべき役割等が明示され、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に行うとされています。

⑨配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の制定

平成 13 年（2001 年）には、配偶者やパートナーからの暴力の防止や被害者の保護救済を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。この法律は平成 16 年（2004 年）、平成 19 年（2007 年）、平成 25 年（2013 年）にそれぞれ改正され、対象となる行為や保護救済が追加されています。

⑩女性活躍推進法の制定

平成 27 年（2015 年）には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（通称、「女性活躍推進法」）が成立し、我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは新たな段階に入りました。

⑪第 4 次男女共同参画基本計画の策定

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るための計画として策定された「男女共同参画計画」は平成 17 年（2005 年）には第 2 次計画、平成 22 年（2010 年）には第 3 次計画、平成 27 年（2015 年）には第 4 次計画が策定されています。第 4 次計画では平成 37 年度末までの「基本的な考え方」並びに平成 32 年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めています。ここには目指すべき社会として以下の 4 つが示されています。

- ・男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ・男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ・男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ・男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

(3) 静岡県の動き

①婦人のための静岡県計画の策定

昭和 61 年（1986 年）に国際的な流れを受け、静岡県において「婦人のための静岡県計画」が策定され、平成 3 年（1991 年）には、この計画の見直しが行われ、男女共同参画による 21 世紀の静岡県づくりをめざして「婦人のための静岡県計画（修正計画）」が策定されました。

②男女が共に創るしずおかプランの策定

平成 8 年（1996 年）には、「人権の尊重」と「男女平等」を基本理念とした「男女が共に創るしずおかプラン」を策定するとともに、平成 9 年（1997 年）度から 3 年計画の「アクションプログラム」を、平成 12 年（2000 年）度には「第 2 次アクションプログラム」が策定されました。

③静岡県男女共同参画推進条例の策定

平成 13 年（2001 年）には、「静岡県男女共同参画推進条例」が策定され、県民一人ひとりが、男女を問わずに社会のあらゆる分野に参画し、共に能力を発揮し、責任を負い、等しく利益を享受できる社会のシステムづくりを通して、活力とゆとりに満ちた社会の実現を目指しています。

④静岡県男女共同参画基本計画の策定

平成 15 年（2003 年）には、静岡県男女共同参画推進条例に基づく取組みの実効性を高めるために、これまでの取組みの成果や今後の課題を踏まえつつ、「男女が共に創るしずおかプラン」に変わる新たな「静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか 2010”」が策定されました。

⑤静岡県男女共同参画基本計画後期実践プランの策定

平成 18 年（2006 年）には、「静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか 2010”」の内容を、社会経済環境の変化やこれまでの取組みの成果・課題等を踏まえて見直し、計画後期に当たる平成 19～22 年度（2007～2010 年度）の施策の展開方向を重点的に示した「静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか 2010”－後期実践プラン 2007 年度～2010 年度－」が策定されました。

⑥第 2 次静岡県男女共同参画基本計画の策定

平成 23 年（2011 年）には、平成 19 年 2 月に策定した「後期実践プラン」の内容に基づき、社会経済環境の変化やこれまでの取組みの成果・課題等を踏まえて新たに「第 2 次静岡県男女共同参画基本計画」が策定されました。

この計画は、全体計画と実践計画の 2 部で構成されており、全体計画では、10 年後を見据えた中長期的方向を明示し、実践計画では、3～4 年間で重点的に推進するテーマ（重点テーマ）と、実践計画の進行管理のための総合的な目標数値、具体的な施策、及び基本的施策ごとの目標数値等が設定されています。

第 2 期実践計画（平成 26～29 年度）の実践目標は、第 1 期実践計画（平成 23～25 年度）に引き続き、「あらゆる分野で女性が活躍できる環境の整備～女性が

活躍する社会は、男女にとって暮らしやすい社会～」とされています。

(4) 御殿場市の動き

①市役所に担当課設置

本市においては、昭和 62 年（1987 年）に社会教育課に婦人青少年係を設置、平成 6 年（1994 年）には、婦人青少年係を女性青少年係に改め、女性問題の解決を市政の課題と位置付けました。平成 7 年（1995 年）には、「ツインジャンププラン」で市役所内の男女共同参画を提言しました。

②御殿場市男女共同参画推進条例の制定

平成 11 年（1999 年）に設置された御殿場市男女共同参画推進協議会により、平成 18 年（2006 年）に「仮称 御殿場市男女共同参画条例の制定に向けての提言書」が市に提出されました。この提言を基に平成 20 年（2008 年）に「御殿場市男女共同参画推進条例」を制定しました。

③計画に基づく施策の推進

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）に先駆けて、平成 10 年（1998 年）に「レインボープラン御殿場 21」を策定、平成 15 年（2003 年）にはこれを見直して「第二次レインボープラン御殿場 21」を策定しました。さらに、平成 21 年（2009 年）には「御殿場市男女共同参画推進条例」に基づいた計画として「第三次レインボープラン御殿場」を策定し、計画に基づいて施策を推進してきました。計画の推進に際しては、計画期間を前期 4 年間と後期 4 年間に分け、主要施策ごとに事業内容、担当課、指標及び目標値を定めて計画を管理しています。

④男女共同参画社会づくり宣言事業所としての登録

御殿場市役所は、職員の男女を問わず各自の個性と能力を十分に発揮できる環境を整備し、職員としての誇りと自覚を持ち、市民の福祉向上に邁進するため、職員の個性と能力が十分に発揮できる職場づくりを推進し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を大切にすることとしました。これらを踏まえて、平成 25 年（2013 年）には、静岡県男女共同参画社会づくり宣言事業所として登録されています。

第3章 基本計画

計画の体系

男女を問わず その個性と能力を十分に発揮できる
男女共同参画社会の実現

基本目標1 男女共同参画のための**意識**づくり

- (1) 広報・啓発の充実
- (2) 学校教育・生涯学習の充実
- (3) 女性登用・社会参画の推進(女性活躍社会)
- (4) 女性の人権を侵害する行為の根絶(DV防止対策)
- (5) 男女の人権の尊重(ハラスメントの防止)

基本目標2 男女共同参画推進の**環境**づくり

- (1) 女性の起業・再就労への支援
- (2) 就労の場における男女共同参画の推進
- (3) 子育て・介護支援の充実
- (4) 防災分野における男女共同参画の促進
- (5) 男性の家事・育児・介護への参画推進

基本目標3 誰もが生き生き活動できる**社会**づくり

- (1) 制度・慣行の見直し
- (2) 貧困に直面する男女への支援
- (3) 男女の健康保持増進
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (5) 国際的な協調に向けた取組み
- (6) 推進体制の充実

基本目標1 男女共同参画のための意識づくり

(1) 広報・啓発の充実

社会のあらゆる分野において、男女が共に人権を尊重し、お互いの身体の違いや各自の特性を十分に理解し合い、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画を進めるうえで不可欠です。しかし、女性の人権等については法制度上では整備が進んできていますが、日常生活においては、性別だけで役割を決めてしまう固定的な考え方が依然として残っているのが現状です。

このため、多くの市民が目にするのできる広報手段を通じて、男女共同参画についての情報を発信していくほか、男女共同について学習する機会を充実していく必要があります。また、性別に関する偏った見方や性差を助長するような表現について、正していくように努めていく必要があります。

【主要施策】

①情報提供などによる意識の高揚

- 広報紙やホームページを利用した広報活動、講座及びイベント時のパネル展示などにより、市民の関心を高めます。
- 男女共同参画に関する図書館図書、ホームページのデータなどの情報を充実し、提供します。

②学習機会の充実

- あらゆる学習機会を通じて男女共同参画の理解を求めるための啓発に努めます。また、市民の参加しやすい形での学習機会の提供に努めます。
- 男女共同参画を推進するために、学習、啓発を行う市民活動団体を支援します。

③学校等への講師の派遣

- 学校等からの要請に応じて、男女共同参画の講師の派遣を行い、情報の提供や普及啓発に努めます。

④広報等における表現の配慮

○広報をはじめ、新聞、雑誌、ポスター等において、性別による役割分担、ドメスティック・バイオレンス（DV¹）、ハラスメント等を助長する表現をチェックし、適切な表現としていくための取組みに努めます。

⑤各種支援制度の普及

○母子父子寡婦福祉資金貸付制度、児童扶養手当、医療費助成制度などについて、利用対象者への適切な情報提供と普及を図ります。



¹同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のことである。近年ではDVの概念は婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

(2) 学校教育・生涯学習の充実

学校教育の多くの場面で男女共同参画に向けた取組みが進められ、若い世代には男女平等の考え方が育まれています。一方、学校行事や地域社会には、固定的な性別役割分担意識が根強く残っているのが現状です。

このため、学校行事等への男女共同参画を進めるほか、学校教育や生涯学習の機会を通じて、互いの人権を尊重する教育や性に関する教育を進めていく必要があります。

【主要施策】

①学校行事等へ男女共同参画の推進

- 学校行事等への男性の参加を高める働きかけをします。
- 家庭や地域と協力しながら、男女共同の視点を取り入れた学習や活動を推進します。

②互いの人権を尊重する教育の推進

- 「人権を尊重する教育の推進」を学校教育の大きな柱とし、男女差別、いじめ問題など様々な人権問題の解消を図るため、個々の特性を認め、相互に理解しあう男女平等教育を推進します。
- 教職員を対象に男女共同参画社会についての研修や勉強会を実施するなど、男女共同参画に対する意識の高揚に努めます。

③性に関する教育の推進

- 幅広い世代を対象として、男女共に性の特徴を学びあい、互いに人間として尊重し、理解し合える生活態度を育てます。



(3) 女性登用・社会参画の推進（女性活躍社会）

政治や経済、行政分野をはじめ、地域活動、防災、学術等のあらゆる分野において、女性の参画拡大が求められ、これまでも取り組みが進められてきました。平成 27 年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、行政や企業には、より積極的な女性の登用が求められることとなりました。一方、審議会への登用など、女性の登用が充分ではない分野についての取り組みのほか、女性のキャリア形成に対する不安の解消など新たな取り組みが必要となっています。

このため、女性の登用やキャリア形成についての意識を高めるとともに、人材の育成、様々な場面での女性登用や参画を進めていく必要があります。

【主要施策】

①性別による固定的役割分担意識の是正

○地域における、性別だけで役割を決め付けてしまう意識やしきたり、慣習を是正していくよう啓発に努めます。

②女性のキャリア形成への支援

○女性の社会参加についての価値観を醸成するとともに、女性が自らのキャリア形成に不安を抱くことのないようにキャリア教育、キャリア形成について支援します。

③リーダー・アドバイザーの養成

○男女共同参画を推進するリーダーを養成するため、企業や団体と連携し、講座を実施します。

○受講で得た知識や技術等を地域に活かすことのできる機会の充実を促進します。

④様々な地域活動への参画支援

○男女が共に地域社会の一員として、地域活動に参画できるよう、事業者への啓発に努めます。

⑤役員等への女性の登用促進

○女性の意見が、より地域活動に反映されるように、区における役員、各種の委員への女性の登用を促進します。

○NPOやボランティア組織、各分野に取り組む市民活動団体において、女性の意思決定の過程への参画や責任ある立場への登用を促進します。

⑥女性委員の拡充

- 各種審議会等において、委員の割合が男性、女性どちらかに偏ることのないよう、クォータ制（割り当て制）の採用について、可能な分野から取り組むよう努めます。
- 各種審議会や委員会の委員選任にあたっては広い視野に立ち、兼職を減らし、推薦による場合は団体の長に限らない選出の要請をするなど、幅広い意見の反映に努めます。

⑦市政への女性の意見の反映

- 女性の意見を市政に反映させるため、対話集会等の機会を提供します。



(4) 女性の人権を侵害する行為の根絶（DV防止対策）

配偶者に対する暴力は、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。しかし、全国的には、特に女性を対象としたものをはじめとして、DV被害やストーカー被害は増加傾向にあります。

このため、DVを防止していく対策として、意識の啓発や相談体制の充実、被害者の保護や自立支援について強化して取り組む必要があります。

【主要施策】

①DVに対する認識の啓発

○人権尊重の重要性をパンフレットや講演会などを通し広く啓発します。

○身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、子どもを巻き込んだ暴力などのDVに関する知識や対応について情報を提供します。

○DVが配偶者間だけではなく、恋人同士などでも起こりうること(デートDV)について啓発します。また、成人だけではなく未成年の間でも起こりうることについて啓発します。

②相談対応の充実

○DVに関する相談について、ネットいじめ²やデートDV³、リベンジポルノ⁴などの新たな課題について柔軟な対応を行います。

③保護体制の充実

○被害者の安全確保を最優先し、被害者及び同伴の子どもの適切な一時保護を行います。

○被害者の保護に際して県や警察との連携及び民間支援団体との連携により、迅速に対応します。

④被害者に寄り添った支援

○被害者は精神的にも大きな被害を受けているため、心のケアを含めて、被害者に寄り添った支援を総合的に進めます。

² 携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子どもの悪口や誹謗、中傷など書き込んだり、メールを送ったりする方法によるいじめのこと。

³ 交際中のカップルの間で起こる暴力のこと。

⁴ 元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開する行為のこと。

(5) 男女の人権の尊重（ハラスメントの防止）

男女共同参画の推進は、人間としての尊厳が重んぜられることが前提であり、男女がその個性と人権を尊重しあうことが不可欠です。性差などに関する様々なハラスメントは重大な人権侵害であり、どんな場合であっても決して許されるものではありません。男女の関係や妊娠など、性差に起因するハラスメントには様々なものがあり、ハラスメントにつながる言動に配慮する分野が広がっています。

このため、さまざまな場面におけるハラスメントについて意識を啓発し、ハラスメントに対する相談体制の整備によりハラスメントを防止していくほか、男女の人権を侵害する性犯罪への対策を進めていく必要があります。

【主要施策】

①ハラスメント防止策の推進

○パンフレット配布や講座を通して、あらゆる分野のハラスメントに対する意識啓発に努めます。

②相談体制の整備

○関係機関との連携により、様々なハラスメントに対する情報収集に努めます。

○県などの関係機関との連携により、相談や保護体制を充実するとともに、被害者の自立支援に努めます。

○女性相談員を充実し、相談者が心理的な負担がなく相談できる環境を整えます。

③性犯罪等への対策の推進

○薬物犯罪、売買春、人身取引、ストーカー等の犯罪を防止するため、これらの犯罪を助長するような情報（画像や図書等）の排除に努めるとともに、対策に関する情報の提供や啓発に努めます。



【主要指標】

項目		実績値(H27)	目標値(H33)	担当課
市役所における男女共同参画に関する情報提供件数（広報紙、ホームページ・メディア等）		1 回	6 回	市民協働課
図書館の関係図書の冊数（冊）		364 冊	380 冊	社会教育課
男女共同参画講演会の参加人数		400 人	増加	市民協働課 社会教育課
女性の人権を尊重するメディア表現（文章やイラスト、写真など）の点検の実施		実施	実施	魅力発信課
「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」の周知の実施拡大		実施	実施	魅力発信課 市民協働課
各種制度パンフレットの配布		実施	実施	子育て支援課
女性のキャリア形成のための講座の開催 新			実施	市民協働課
女性リーダー養成講座開催 （商工会との連携による研修会の実施回数）		0 回	実施	商工観光課 市民協働課
審議会等への女性委員登用率		25.2%	35.0%	全課
女性登用のない付属機関等の数		5 団体	0 団体	全課
区役員への女性の登用数		6 人	10 人	市民協働課
市民活動団体の女性リーダーの登用率 新			50%	
イベントや公共施設などにパンフレット等を配布		実施	実施	子育て支援課
ケースワーカーの充実（婦人相談員の設置）		実施	実施	子育て支援課
情報誌やチラシ等でハラスメント防止意識の啓発		実施	実施	市民協働課 人事課
法律相談、人権相談等の充実 （開催数・件数）	法律相談	月 2 回開催 316 件	月 2 回開催 320 件	くらしの安全課
	人権相談	月 1 回開催 臨時（年 1 回） 0 件	月 1 回開催 臨時（年 1 回） 10 件	くらしの安全課

基本目標 2 男女共同参画推進の環境づくり

(1) 女性の起業・再就労への支援

男女雇用機会均等法の施行により、女性の就業機会や就業環境が徐々に改善されていますが、出産期や子育て期の女性の労働力率が下がる、いわゆる「M字カーブ」の実態は、全国的な傾向であり、本市でも同様な傾向が表れています。また、介護を理由とした多くの離職・転職者が女性であることが社会問題となっています。一方、女性活躍推進法の施行等も背景となって、就業を希望する全ての女性が職業生活において活躍できる環境づくりが求められています。

このため、女性の就業能力の向上や就業継続や再就職への支援、女性に向けた起業支援に取り組んでいく必要があります。

【主要施策】

①男女共同に関する法制度の周知・啓発

○労働基準法、男女雇用機会均等法等の趣旨を普及させるとともに、労働時間短縮や育児・介護休業法等の周知を図り雇用における男女平等を促進します。

②女性の就業能力の向上

○セミナーなどへの参加を推奨し、女性の就業能力の向上を促進します。

○女性の就業能力について、事業者や人事担当者の意識啓発を行います。

③再就職のための支援

○各種機関との協力により、女性の就業についてアドバイスや相談、講座開催などの就業支援に努めます。

④在宅ワークへの支援

○育児や介護をしながら在宅で仕事をする男女のワークスタイルを支援するため、内職相談や企業の求人情報提供に取り組みます。

⑤女性に向けた起業支援

○商工会等の経済団体と連携し、起業相談の開催や情報提供などの女性の起業支援を行います。

(2) 就労の場における男女共同参画の推進

男女がともに平等に社会の責任を担っていくためには、労働の分野においても同等な機会と条件が与えられることが必要です。社会情勢の変化に伴って、労働者の価値観やライフスタイルが変化し、働き方に対する考え方が多様化しています。新しい就業形態等個人の価値観による自由な働き方の選択肢をさらに増やすことが求められています。

このため、制度の周知・啓発を進めるほか、事業所内への保育施設の整備を進めていくなどの支援の必要があります。

【主要施策】

①非正規雇用等に対する法制度の周知・啓発

○就労者及び雇用者に対して、パートタイム労働法、労働者派遣法、労働契約法、家内労働法等の周知徹底を図ります。

②事業所における男女平等の推進

○事業活動において、方針の立案及び決定過程に男女が対等に参画できる機会が確保されるよう啓発に努めます。

○男女共同参画に積極的に取り組む事業所の状況を収集して把握し、広く紹介します。

③家族経営協定締結の促進

○家族従業者及び家内労働者の状況把握に努めます。

○農業に従事する女性の所得確保、就業条件の明確化、環境整備等を図るため、農家を対象に家族経営協定について啓発し、締結を促進します。

④事業所内への保育施設の整備

○事業所内の保育施設の整備に関して、相談、情報提供、認可手続きなどの支援を行います。

(3) 子育て・介護支援の充実

性別に関わりなく働きたい人がやりがいをもって職業生活を送ることのできる社会づくりが求められる一方で、人口減少社会の到来に伴い、働く世代が担う子育てや介護の負担はますます増加することが見込まれます。特に、人口減少の歯止めに取り組む中、子育て支援の充実は重要な課題となっています。

このため、多様な保育形態の整備、放課後児童クラブの充実、地域で支える育児・介護の充実などにより子育て・介護支援を充実させていく必要があります。

【主要施策】

①多様な保育形態の整備と支援

- 一時預かり保育や延長保育、乳幼児や病後児、障害のある乳幼児の保育などを推進します。
- 民間保育所・認定こども園、地域型保育事業所、簡易保育施設に対して継続して支援をしていきます。

②放課後児童クラブの充実

- 労働等により昼間、保護者のいない家庭の小学校児童のため、放課後児童クラブを充実します。

③地域で支える育児・介護の充実

- 家庭と福祉施設、保険医療機関との連携システムを確立し、介護をしながら職業生活と家庭生活が両立できる社会的支援策を促進します。
- 地域の子育て支援グループの育成を図るとともに、ファミリー・サポート・センターに登録する家庭の増加と利用されやすい運営に努めます。

④子育て支援センター等の充実

- 育児に関する不安や悩みを解消するため、中核となる子ども家庭センター及び保育園・認定こども園に設置する地域子育て支援センターの充実を図ります。

⑤福祉サービスの有効利用

- 高齢者や障害者（児）の介護や育児のため、各種福祉サービスが有効利用されるよう制度の周知、啓発、相談を行います。

(4) 防災分野における男女共同参画の促進

私たちは、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験から、避難や避難生活、復興について性別や年齢、障害の有無などの視点から、課題や方策を捉えていくことの大切さを学びました。とりわけ災害後は家庭的責任が女性に集中するという問題が明らかとなりました。災害時において、女性が重要な役割を果たしていることを認識し、男女のニーズの違いや多様性の視点を取り込んで防災体制を築くことが、被害を可能な限り小さくとどめ、困難を減らすことにつながります。

このため、消防団への女性参加や女性視点による防災対策、防災活動への男女共同参画を進めていく必要があります。

【主要施策】

①地域の防災活動における女性登用の促進

○自主防災会役員への女性の積極的登用及び女性消防団員、女性防災士の育成を図ります。

②男女共同参画の視点からの防災対策の推進

○男女共同による自主防災組織への参画、団体を包括した防災訓練を推進します。

○男女共同参画の視点を取り入れた防災出前講座を開催します。



(5) 男性の家事・育児・介護への参画推進

家事・育児・介護等への参画や地域社会への貢献などについて、男性の参加が十分でないことで、女性側の負担が大きくなり、家庭以外の場所における女性の活躍が困難になる一因となっています。家事・育児・介護等の多様な経験は、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成などを通じ職務における視野を広げるなど、男性自身のキャリア形成にも重要な機会となるとされています。

このため、男性が家事や育児に参画することや、介護休業・休暇を取得することへの理解を深め、男性がそれらの活動に前向きに参画等できるよう啓発していく必要があります。

【主要施策】

①育児・介護休業制度の利用促進

○男女が共に育児休業や介護休業などを取得しやすい環境の整備に積極的に取り組むほか、企業に対して環境の整備を啓発します。

○育児、介護に携わる対象者に制度の利用をPRします。

②男性が参加しやすい子育て講座の推進

○男性が参加しやすい日時や場所、テーマ等を工夫して子育て講座を開催します。

③男性家事参加の啓発

○家事教室の開催により、家庭内の役割分担が円滑になるような技術の向上と意識の啓発を図ります。



【主要指標】

項目	実績値(H27)	目標値(H33)	担当課
就職支援セミナーの開催	未実施	実施	商工観光課 市民協働課
パートタイム労働法、労働者派遣法、労働契約法、家内労働法等の周知徹底の実施	実施	実施	商工観光課
市管理職(課長補佐級以上)の女性割合 (特定事業主行動計画による目標)	24.0%	27.4% (H32までに)	人事課
男女共同参画社会づくり宣言事業所・団体数	14 団体	30 団体	市民協働課
家族経営協定の推進(取り決め家族数)	7 家族	増加	農政課
事業所内保育施設設置数	5 事業所	継続的に増加	子ども育成課
入園相談員の人数	1 人	1 人	子ども育成課
待機児童数	58 人	0 人	子ども育成課
保育サービス評価事業の実施	未実施	実施	子ども育成課
市や園を通じての広報・各種パンフレット等の 配布回数	5 回	5 回	子ども育成課
放課後児童クラブの設置数・定員数	20 か所 813 人	24 か所 1,040 人	子ども育成課
地域包括支援センターの相談・訪問件数	相談 30,247 件 訪問 9,968 件	継続的に充実	介護福祉課
ファミリー・サポート・センターの充実 (会員数・活動件数)	877 人 4,948 件	維持	子ども育成課
子育て支援センター事業利用者数	87,949 人	維持	子ども育成課
女性消防団員数(定数 20 人)	17 人	20 人	警防課
防災リーダー等への女性登用率	6%	増加	危機管理課
防災出前講座受講者における女性の割合	39%	40%以上を維持	危機管理課
育児休業等の PR(広報紙等への掲載、パンフ レットの配布・活用)	未実施	実施	商工観光課
両親学級、おやこ食育教室、 男性料理教室の開催数・参加者数	両親学級 6 回 200 人 おやこ食育教室 1 回 29 人 男性料理教室 1 回 14 人	参加者数増加	健康推進課

基本目標 3 誰もが生き生き活動できる社会づくり

(1) 制度・慣行の見直し

市民意識調査によると、社会全体として男性が優遇されていると感じている人が約7割と多く、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割意識を肯定する人も約4割となっています。これまでも男女共同参画の視点に立った法律や制度の整備が図られてきましたが、性別や世代に関わりなく、男女が責任を分かち合い個性と能力を発揮するための多様な選択のできる社会づくりが求められています。

このため、意識の啓発やモデル的な活動への支援のほか、誰もが参画する社会づくりに向けた取り組みを進めていく必要があります。

【主要施策】

①性別にとらわれない役割意識の啓発

○市民意識調査等によって固定的性別役割意識についての把握を行い、課題や結果に基づく取り組みについて広報等を通じて啓発します。

②モデル的な活動への支援

○男女共同参画に取り組む組織を育成するため、団体や地域のモデル的な活動を推奨し、支援します。

○男女共同参画に取り組む活動団体の情報を幅広い市民に提供し、活動の認知を図ります。

③誰もが参画する社会づくり

○市民一人ひとりが、計画の推進に参加できるように、計画や条例の周知・広報に努めます。

○市民一人ひとりが、参画できるしくみについて研究し、その具現化に努めます。



(2) 貧困に直面する男女への支援

国や県の男女共同参画計画では、近年、貧困に直面する男女への対応が取り上げられています。経済・雇用情勢の変化により、単身女性世帯や母子・父子世帯における貧困等は、ますます厳しくなっていることが予想され、セーフティーネットの構築が求められています。

このため、ひとり親家庭への支援、早期発見のための相談の充実、困窮する家庭への経済支援を進めていく必要があります。

【主要施策】

①ひとり親家庭の自立の支援

○ひとり親家庭に対し、安心して生活が送れるよう支援し、身の上相談、就労支援相談など自立に必要な相談対応を行います。

②早期発見のための相談の充実

○子どもを貧困や虐待から守るため、乳幼児健診、家庭訪問時等の見守りや相談の強化を行います。

③困窮する家庭への経済支援

○生活困窮者に対して生活保護、生活資金貸付、児童扶養手当などの支援を行います。



(3) 男女の健康保持増進

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手を尊重して生きていくことは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提となります。一人ひとりが心身の健康のために正しい知識や情報を入手し、主体的に行動することで生涯を通じた健康保持・増進につなげていくことが求められています。

このため、男女の身体的特性等を踏まえ、適切な支援に取り組むとともに、人生のライフステージに応じた適切な健康の保持・増進の支援に努めていく必要があります。

【主要施策】

①母性保護対策の充実

- 母性に対する正しい知識の普及と啓発を図ります。
- 妊娠から出産まで一貫して健康診断、保健相談などのサービスを提供し、利用者のニーズに対応しながら、より一層のサービス内容の充実を図ります。
- 保健指導や相談の場へ、両親揃っての参加を促進します。
- 労働基準法に定める母性保護、女性の健康管理について事業主への啓発に努めます。
- 妊娠中の働く女性に対して、保健衛生講座の受講について啓発します。

②性感染症予防対策と教育の充実

- エイズなどの性感染症について、関係機関と連携し、正しい知識の普及と相談窓口の体制強化を推進します。

③相談・情報提供の充実

- 思春期、成人期、更年期、高齢期などそれぞれのライフステージに応じた健康上の問題に対して、相談対応を充実させるとともに、講座の実施や情報提供に努めます。
- 各種相談機関との連携強化を図り、相談事例の研究、対策の検討を進めます。

④健康診断等の充実と受診しやすい環境づくり

- 特定健康診査、がん検診による病気の早期発見に努めるほか、病気に対する予防等の対策を促進します。
- 受診者に負担の少ない検査機器の導入や受診しやすい機会の提供に努めます。
- 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるため、地域の医療体制を維持、充実します。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

長時間労働など従来の働き方を見直すとともに、互いに責任を分かち合いながら、家事・育児・介護等へ参画し、地域活動や自己啓発など多様な選択のもとに、仕事と生活の調和が図られた、男女がともに暮らしやすい社会としていくことが求められています。

このため、ワーク・ライフ・バランス等について市民や企業に対して理解を深めることができるよう広く普及・啓発を図るとともに、多様な就業形態の普及に努めていく必要があります。

【主要施策】

①多様な就業形態の普及

○フレックスタイム、在宅勤務など柔軟な働き方の導入による多様な就業形態についてPRを行うほか、先進事例等について適切に情報提供します。

②ワーク・ライフ・バランス等の情報提供及び啓発

○家庭における責任を男女で担うことや、男性の働き方の見直し、仕事と家庭のバランスの取れた生活について適切に情報提供します。



(5) 国際的な協調に向けた取組み

男女共同参画社会の形成は、国際社会における様々な取組みと密接な関係があり、男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念のひとつとして「国際的協調」が掲げられています。本市においても外国人住民が年々増加し、多国籍の人々が暮らしていることから、各国の人々の生活や文化を相互に理解し、ともに地域で暮らす外国人と市民レベルの交流を進め、国際理解を深めることにより身近なところから国際協力にかかわっていくことが求められています。

このため、男女平等に関する国際規範・基準を積極的に施策に取り入れ、男女共同参画社会の実現に向けた国際的な取組みに関する情報の提供や国際理解教育を進めていく必要があります。また、外国人住民が暮らしやすいまちにするために、情報の提供や生活相談の充実、支援体制の整備を進め、特に外国人女性の人権に配慮し、必要な支援を受けられるようにすることが必要です。

【主要施策】

①国際的な動向を踏まえた取組み

- あらゆる機会を通じて、男女共同参画に関する海外の状況などについて情報提供します。
- 国際交流の機会を通じて、男女共同参画に関する先進的な取組みや情報を共有できるよう努めます。

②外国人住民からの相談対応

- 国際交流関係団体との連携により外国人住民からの相談対応を行います。

③外国人住民への情報提供

- パンフレットの多言語化など外国人住民への男女共同参画に係る情報提供を充実します。

(6) 推進体制の充実

男女共同参画社会の実現のためには、行政による取組みはもちろん、市民、事業所、関係団体等、地域社会全体の理解と協力が欠かせません。男女共同参画を目指すという共通意識をもち、本計画、ひいては本市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進していくことが求められています。

このため、御殿場市男女共同参画会議による協議、推進のための体制整備、計画の進捗管理と評価、国・県などの関係機関との連携を進めていく必要があります。

【主要施策】

①男女共同参画会議による協議

○男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、御殿場市男女共同参画会議において施策の進捗や効果について協議を継続します。

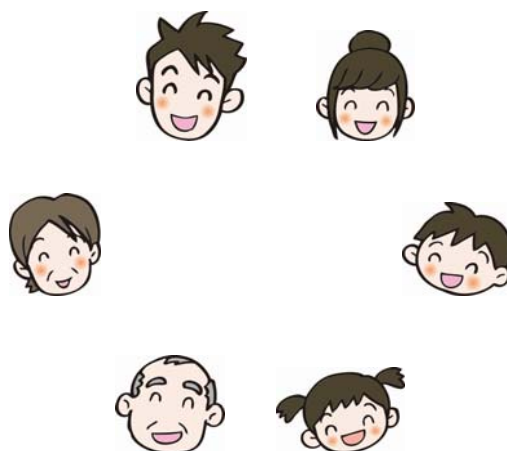
②施策の推進のための体制整備

○市民団体の活動や自治会との連携、高齢者や子どもが参加しやすい体制づくりにより、施策の効果的な推進に努めます。

○御殿場市男女共同参画社会づくり本部会を充実し、関係部間との連携と調整を図り、施策の一体的推進に努めます。

③国・県等関係機関との連携

○情報の共有化を図るとともに、広報、啓発等について、国・県等関係機関との連携に努めます。



【主要指標】

項目	実績値(H27)	目標値(H33)	担当課
妊婦教室の実施回数・参加者数	12 回 延 170 人 (実 92 人)	12 回 延 180 人 (実 100 人)	健康推進課
母子健康手帳交付時 P R の実施回数	823 回	850 回	健康推進課
両親学級の夜間開催（開催数・参加者数）	6 回・200 人	6 回・240 人	健康推進課
相談体制の充実（健康相談実施回数）	12 回	12 回	健康推進課
妊婦健康診査の受診件数	13,531 件	14,800 件	健康推進課
乳幼児家庭訪問件数	920 件	960 件	健康推進課
各種検診等の受診 (乳がん検診者数、子宮がん検診者数、 骨粗鬆症受診者数)	乳がん検診 3,832 件 子宮がん検診 5,190 人 骨粗鬆症 432 人	乳がん検診 4,000 人 子宮がん検診 5,970 人 骨粗鬆症 580 人	健康推進課
身近な受診会場の会場数 (特定健診実施医療機関)	市内 26 医療 機関	継続実施	健康推進課
フレックスタイム制の導入率 (工場立地概要調査)	23.0%	増加	商工観光課
両親学級やおやこ食育教室等の開催数	両親学級 6 回 おやこ食育教室 1 回	継続	健康推進課
国際交流の場における男女共同参画に 係る情報提供の実施回数	1 回	1 回	市民協働課
外国語版母子手帳発行の実施 (英、タガログ、スペイン、中国、ポル トガル、韓国、インドネシア、タイ語の 8 カ国語版を希望者に交付)	27 冊	継続して 実施	健康推進課
多言語による各種パンフレット配布の 実施 新		実施	全課

参考資料

1. 御殿場市男女共同参画に関するアンケート調査結果（抜粋）
2. 御殿場市男女共同参画推進条例
3. 御殿場市男女共同参画計画策定委員会設置要綱
4. 御殿場市男女共同参画計画策定委員会幹事会幹事名簿
5. 御殿場市男女共同参画会議規則
6. 御殿場市男女共同参画会議委員名簿
7. 計画にかかる諮問・答申
8. 相談窓口

1 御殿場市男女共同参画に関するアンケート調査結果（抜粋）

【調査概要】

- ・調査期間 平成 28 年 6 月
- ・調査方法 郵送調査法
- ・調査対象 市内に住民票のある 20 歳から 80 歳までの市民 2,000 人
- ・回収状況 有効票数 838 票（回収率：41.9%）
- ・設問数 21 問

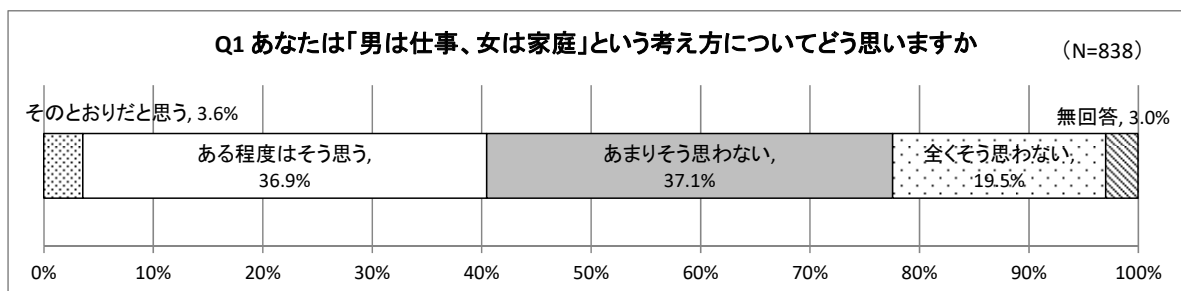
◇回答者の概要

性別：男性 49.1% 女性 53.8%

年齢：20 代 10.6% 30 代 13.1% 40 代 13.6% 50 代 17.4% 60 代 22.8%
70 代以上 22.0%

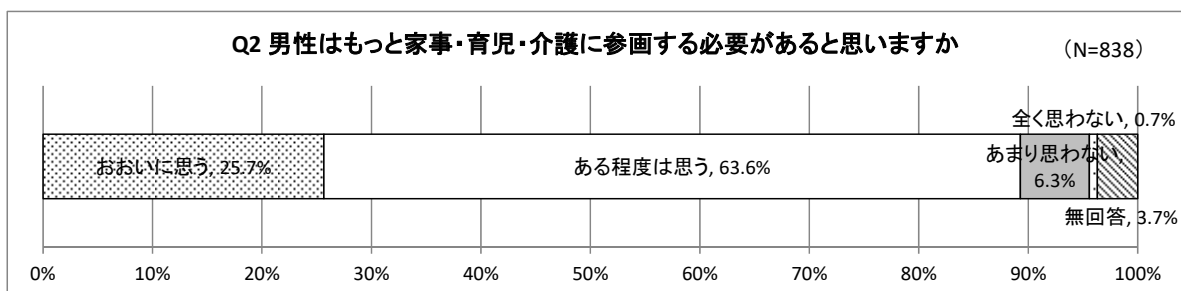
問 1 あなたは「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか

「そのとおりだと思う」「ある程度はそう思う」を合わせると 40.5%、「あまりそう思わない」「全くそう思わない」を合わせると 56.6%であり、否定的な意見が半数以上を占めている。



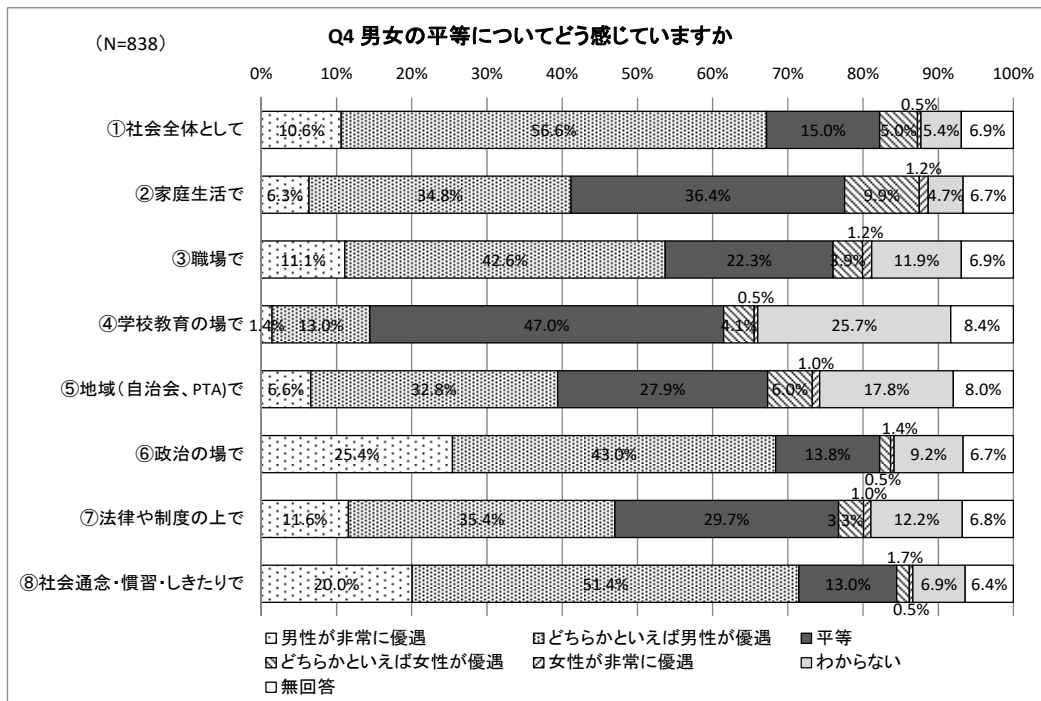
問 2 男性はもっと家事・育児・介護に参画する必要があると思いますか

「おおいに思う」「ある程度は思う」を合わせると 89.3%、「あまり思わない」「全く思わない」を合わせると 7.0%であり、肯定的な意見が約 9 割を占めている。



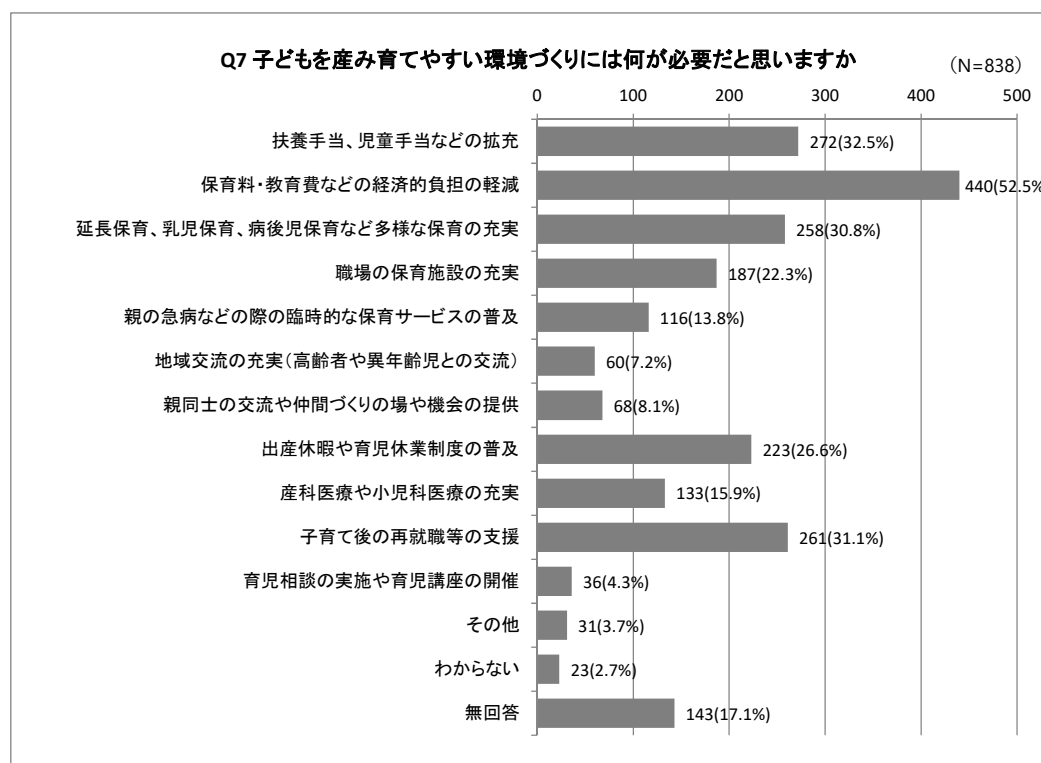
問4 男女の平等についてどう感じていますか

「男性が非常に優遇」「どちらかといえば男性が優遇」の割合が最も高いのは「⑧社会通念・慣習・しきたり」の71.4%であり、次いで「⑥政治の場で」68.4%、「①社会全体として」67.2%と多い。一方、「どちらかといえば女性が優遇」「女性が非常に優遇」の割合は、最も高いもので「②家庭生活で」11.1%であり、次いで「⑤地域（自治会、PTA）で」7.0%と低い。



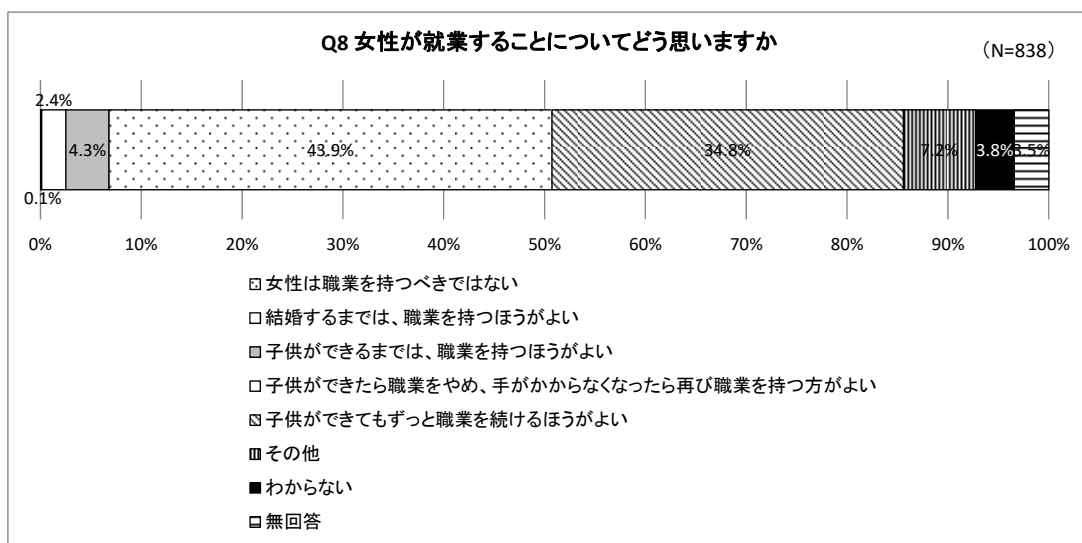
問7 子どもを産み育てやすい環境づくりには何が必要だと思いますか（複数回答）

「保育料・教育費などの経済的負担の軽減」の割合が最も高く52.5%、次いで「扶養手当、児童手当などの拡充」32.5%、「子育て後の再就職等の支援」31.1%となっている。



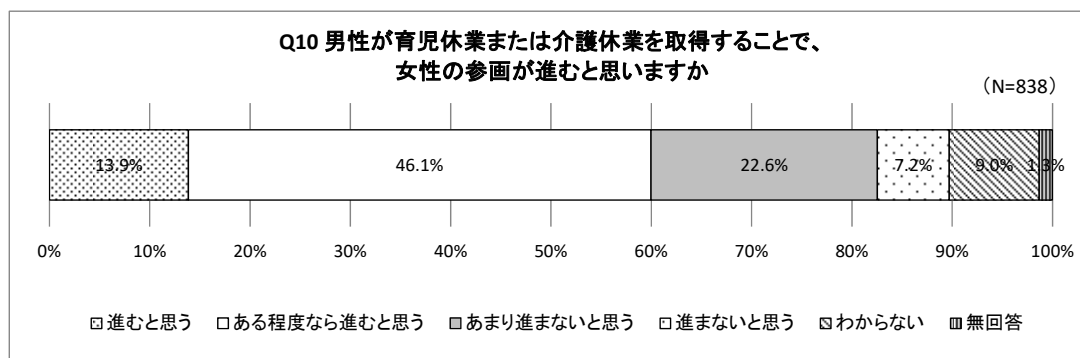
問8 女性が就業することについてどう思いますか

「子供ができれば職業をやめ、手がかからなくなったら再び職業を持つ方がよい」の割合が最も高く43.9%、次いで「子供ができてずっと職業を続けるほうがよい」34.8%となっている。子供ができた後も、何らかの形で女性は職業を持つ方がよいという考えが78.7%を占めている。



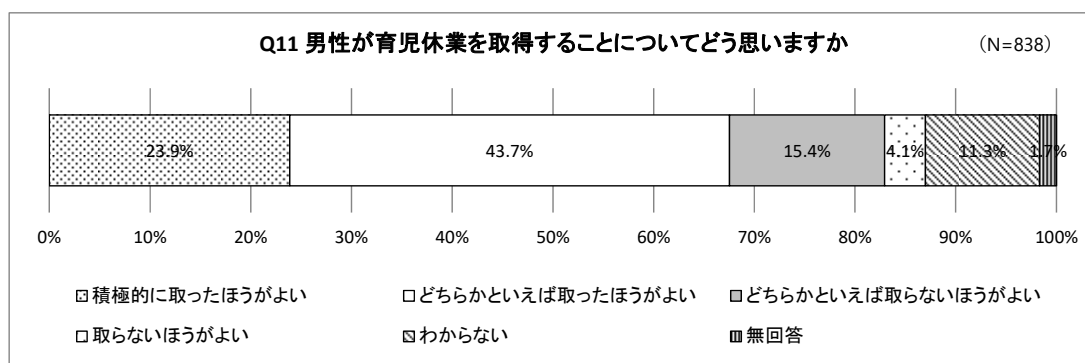
問10 男性が育児休業または介護休業を取得することで、女性の参画が進むと思いますか

「進むと思う」「ある程度なら進むと思う」の割合は60.0%、「あまり進まないと思う」「進まないと思う」の割合は29.8%であり、男性の育児休業または介護休業の取得によって、女性の参画が進むと思う人の割合が約2倍多くなっている。



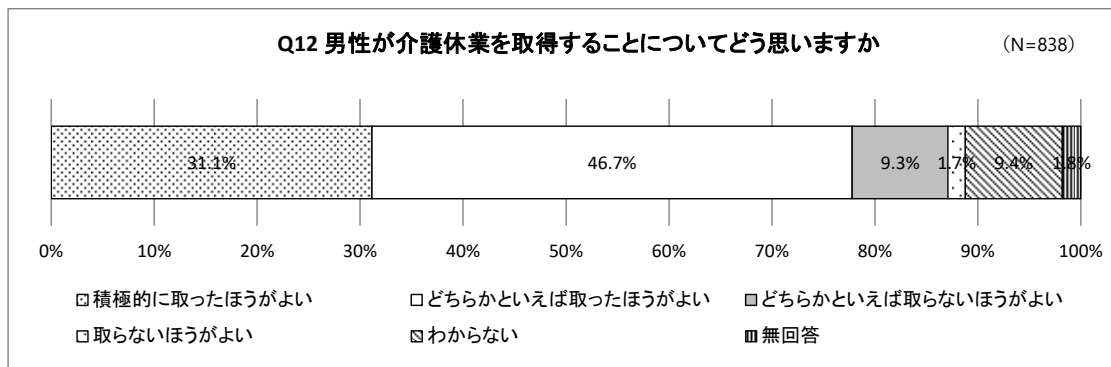
問11 男性が育児休業を取得することについてどう思いますか

「積極的に取ったほうがよい」「どちらかといえば取ったほうがよい」の割合は67.6%、「どちらかといえば取らないほうがよい」「取らないほうがよい」の割合は19.5%であり、男性が育児休業を取得することについて肯定的な人の割合が否定的な人の割合より約3.5倍多くなっている。



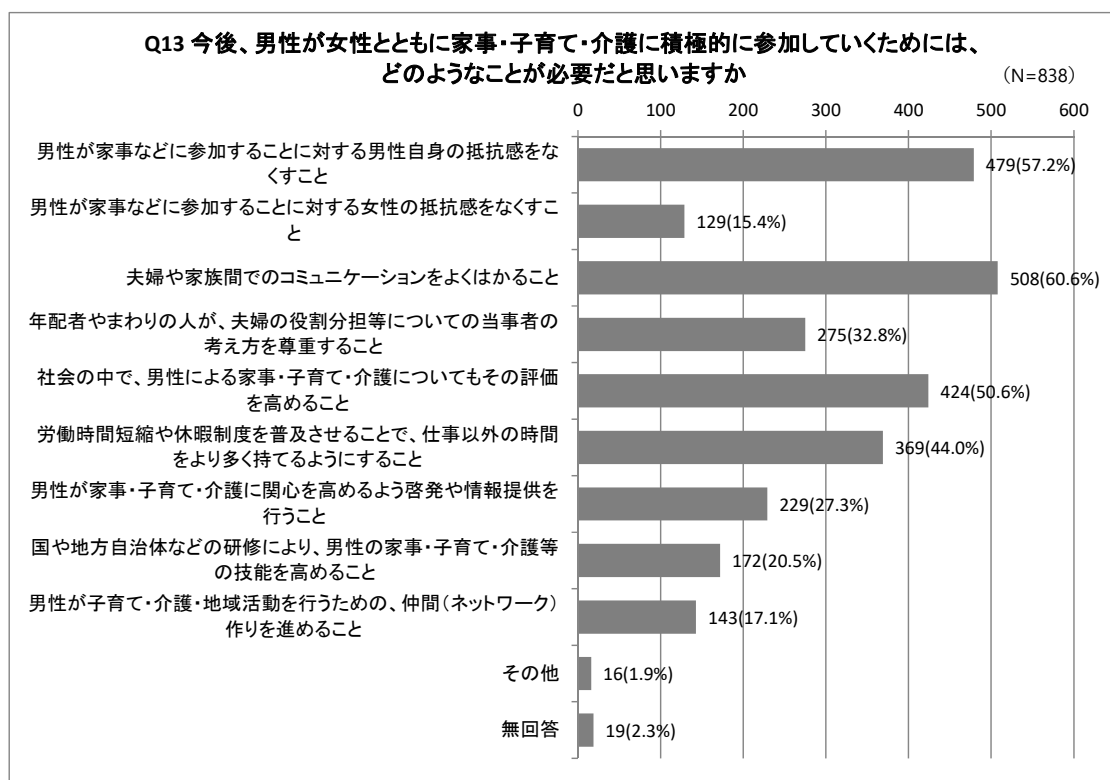
問 12 男性が介護休業を取得することについてどう思いますか

「積極的に取ったほうがよい」「どちらかといえば取ったほうがよい」の割合は 77.8%、「どちらかといえば取らないほうがよい」「取らないほうがよい」の割合は 11.0%であり、男性が介護休業を取得することについて肯定的な人の割合が否定的な人の割合より約 7 倍多くなっている。また、男性の育児休業の取得よりも、介護休業の取得について、より肯定的な人の割合が多くなっている。



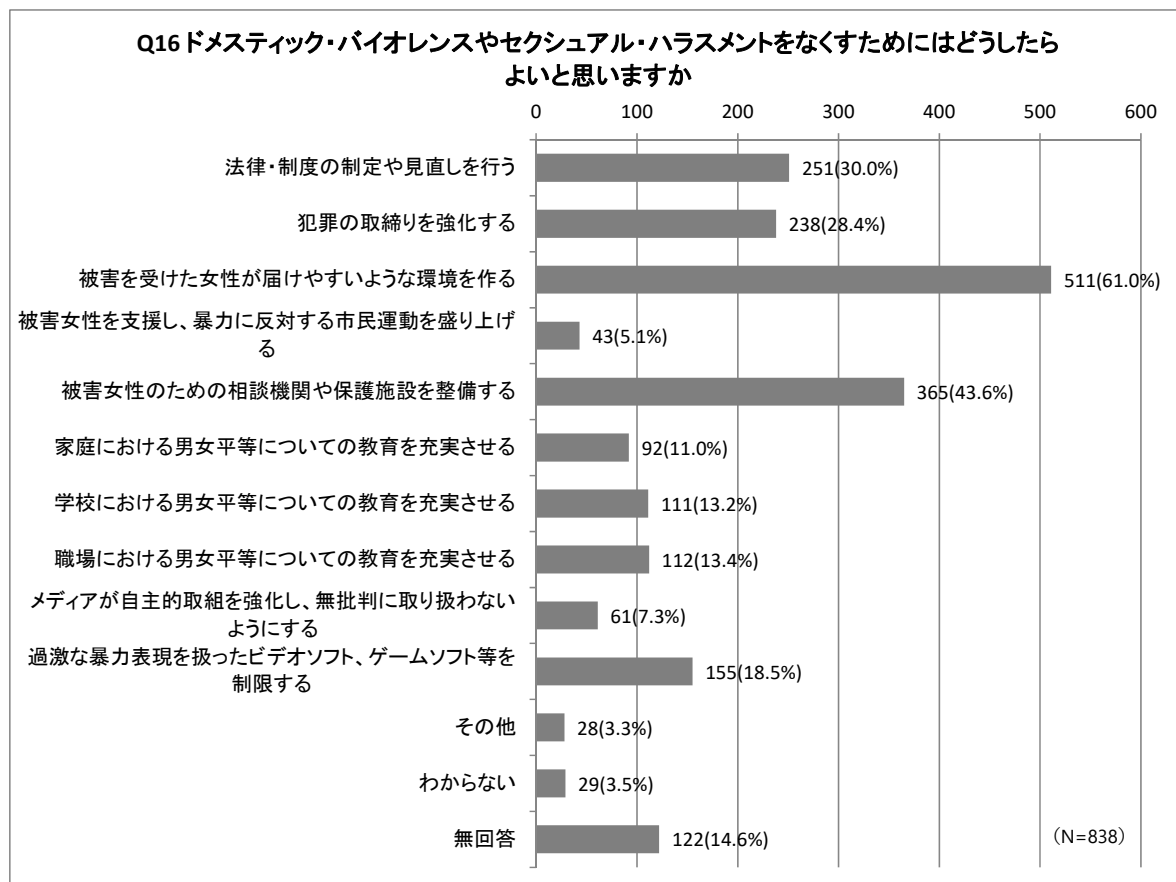
問 13 今後、男性が女性とともに家事・子育て・介護に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか（複数回答）

「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」の割合が最も高く 60.6%、次いで「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」57.2%、「社会の中で、男性による家事・子育て・介護についてもその評価を高めること」50.6%となっている。



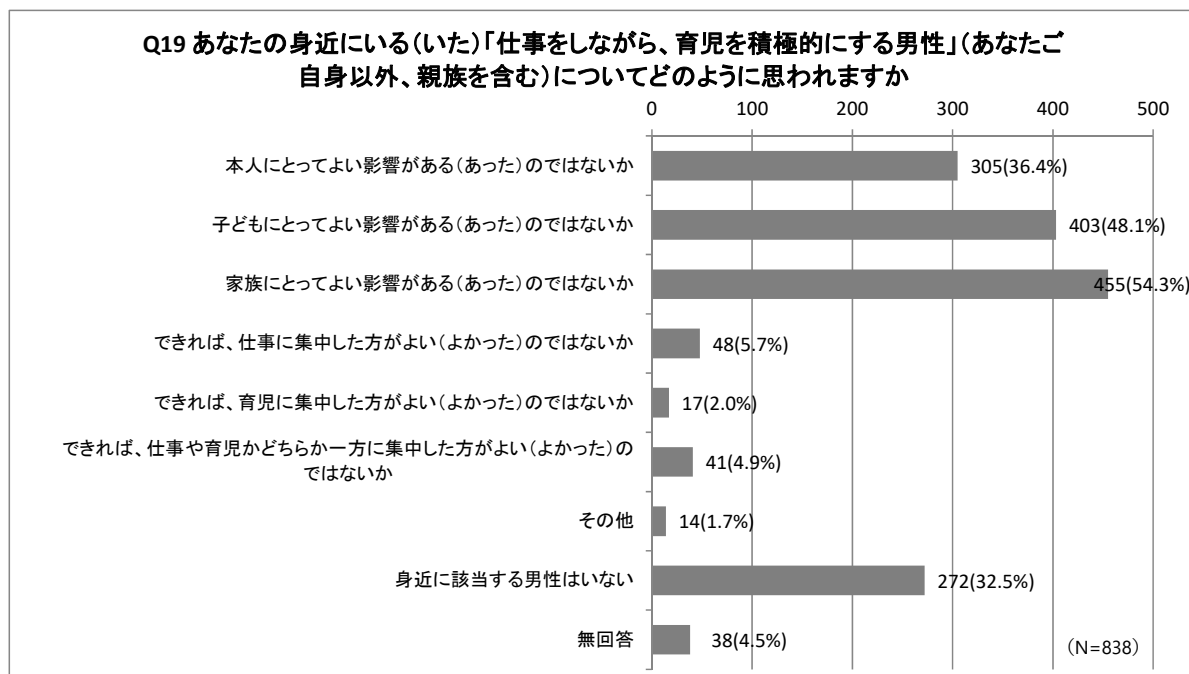
問 16 ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントをなくすためにはどうしたらよいと思いますか（複数回答）

「被害を受けた女性が届けやすいような環境を作る」の割合が最も高く 61.0%、次いで「被害女性のための相談機関や保護施設を整備する」43.6%、「法律・制度の制定や見直しを行う」30.0%、「犯罪の取締りを強化する」28.4%となっている。



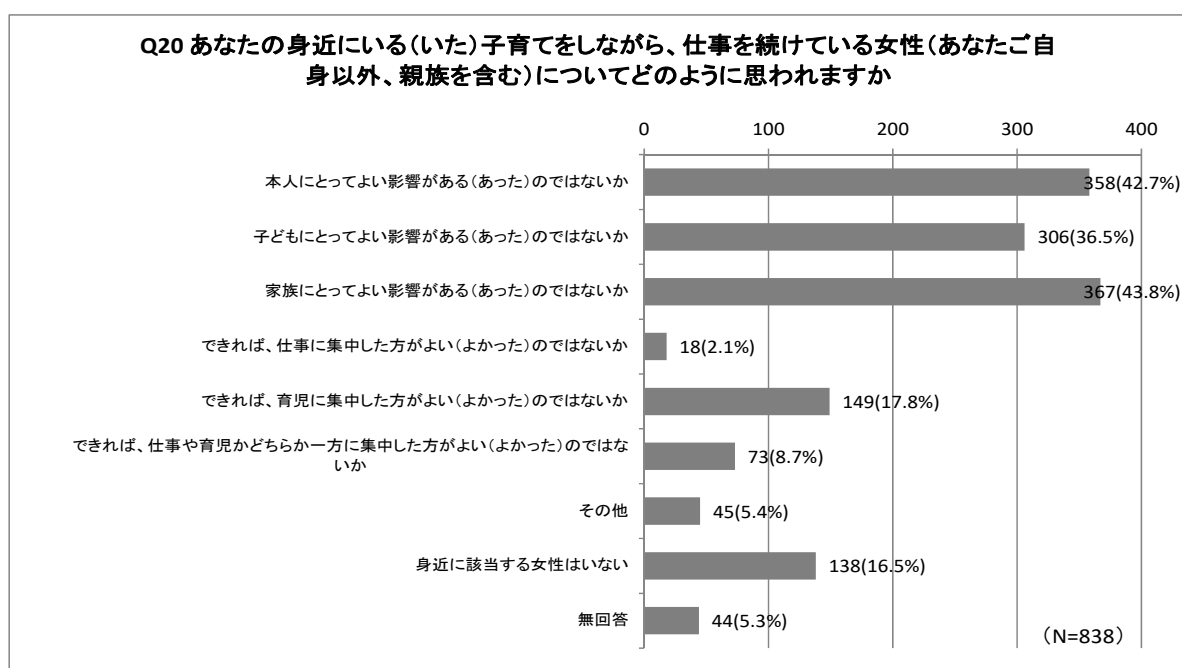
問 19 あなたの身近にいる（いた）「仕事をしながら、育児を積極的にする男性」（あなたご自身以外、親族を含む）についてどのように思われますか（複数回答）

「家族にとってよい影響がある（あった）のではないかな」の割合が最も高く 54.3%、次いで「子どもにとってよい影響がある（あった）のではないかな」48.1%、「本人にとってよい影響がある（あった）のではないかな」36.4%となっている。



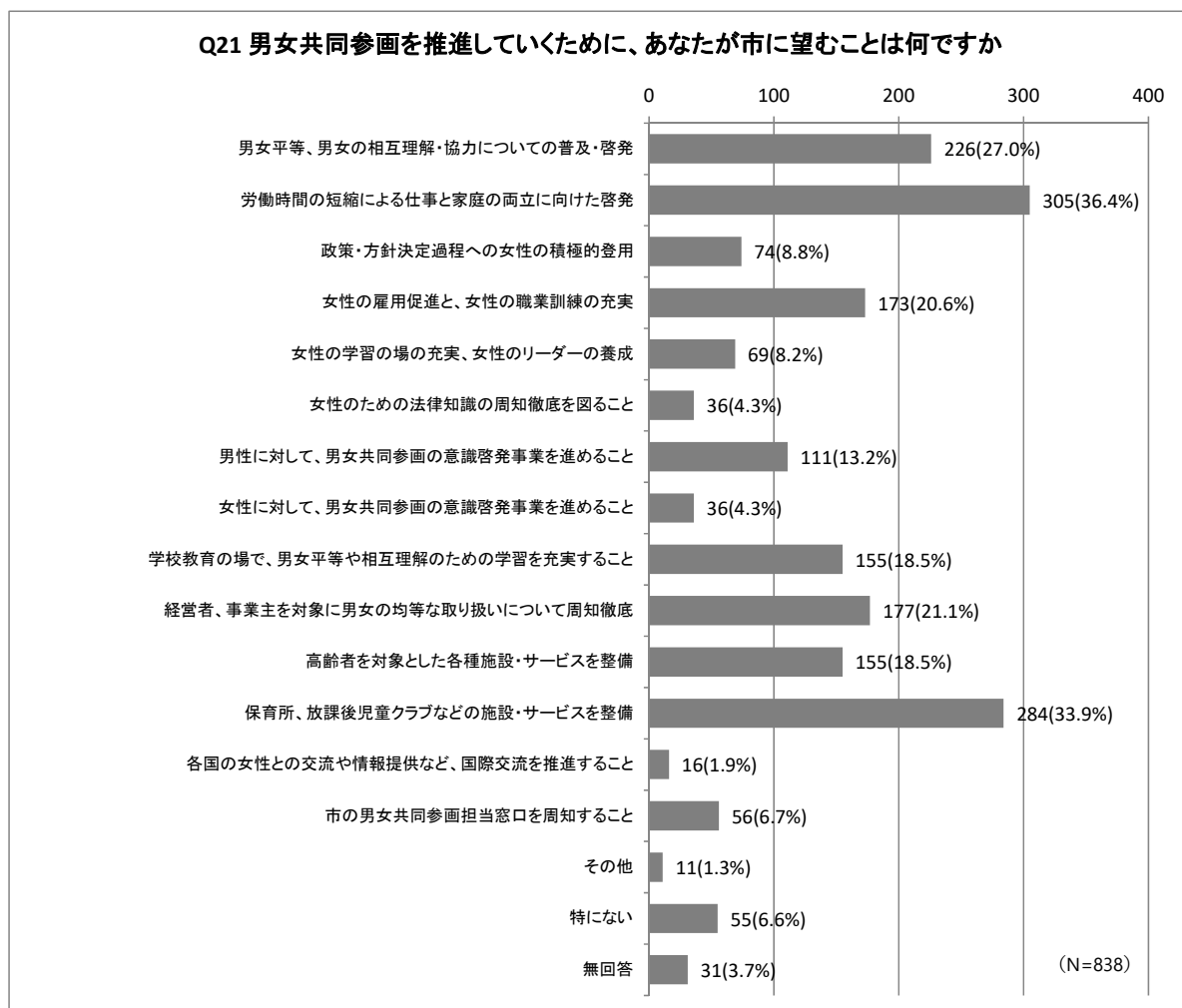
問 20 あなたの身近にいる（いた）子育てをしながら、仕事を続けている女性（あなたご自身以外、親族を含む）についてどのように思われますか（複数回答）

「家族にとってよい影響がある（あった）のではないかな」の割合が最も高く 43.8%、次いで「本人にとってよい影響がある（あった）のではないかな」42.7%、「子どもにとってよい影響がある（あった）のではないかな」36.5%となっている。



問 21 男女共同参画を推進していくために、あなたが市に望むことは何ですか（複数回答）

「労働時間の短縮による仕事と家庭の両立に向けた啓発」の割合が最も高く 36.4%、次いで「保育所、放課後児童クラブなどの施設・サービスを整備」33.9%、「男女平等、男女の相互理解・協力についての普及・啓発」27.0%となっている。



2 御殿場市男女共同参画推進条例

平成20年12月26日
御殿場市条例第47号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第12条）

第2章 基本的施策（第13条―第19条）

第3章 推進体制（第20条―第24条）

第4章 雑則（第25条）

附則

すべての人が、法の下に平等であり、性別にかかわらず個人として尊重され、互いを認め合って自分らしく生きていくために、家庭、職場、地域、学校その他のあらゆる分野において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、私たちの願いです。

御殿場市では、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に先駆け、男女共同参画の指針となる計画「レインボープラン御殿場21」を策定し、男女共同参画の推進に努力してきました。

しかしながら、今もなお、性別による固定的な役割分担意識と、それに基づくしきたりや慣習が残っています。その上、「男は仕事、女は家事・育児その上で仕事」といった考え方などが根強く、男性の家事育児参加への必要性が高まっているにもかかわらず、長時間労働という現実があるなど、多くの課題があります。

さらに、少子高齢化の進展、家族形態・雇用形態の多様化、グローバル化や高度情報化等による社会経済情勢の大きな変化に対応するためにも、男女共同参画社会の実現に向けた取組みをより一層進めていくことが求められています。

ここに、私たちは、雄大な富士山のふもとで、男女共同参画社会を実現し、誰もが生きがいと誇りを持って暮らすことができる、明るく元気あふれる御殿場を目指し、市、市民、事業者及び市民活動団体が互いに連携、協働し、社会全体で取り組んでいくために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画推進についての基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民活動団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思により家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内で活動する者をいう。
- (4) 事業者 個人又は法人にかかわらず、市内において事業を行うものをいう。

- (5) 市民活動団体 市内に活動拠点を有し、公益性のある非営利活動（宗教活動、政治活動及び選挙活動を目的とする活動を除く。）を行う団体をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にあるものからの身体的、精神的、性的又は経済的な暴力をいい、単に殴る、蹴る等の身体的な暴力だけでなく、威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えること等を含む。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づいて行われなければならない。

- (1) 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、性別を理由とする差別的な取扱いを受けないこと。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識による社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げるものがないよう配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市、事業者、市民活動団体における政策又は方針の立案及び決定に、対等な立場で参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が互いに協力し、社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動との両立ができること。
- (5) 男女共同参画社会の実現は、国際的視野の下で取り組むべき課題であると認識し、すべての人がその推進について積極的に協力し合うこと。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画推進施策の策定及び実施に当たっては、必要な体制の整備に努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、県等の関係機関と相互に連携と協力を図るとともに、市民、事業者及び市民活動団体と協働して取り組むよう努めるものとする。
- 4 市は、自らも事業者の一員として、男女共同参画を率先して推進するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画し、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市、事業者及び市民活動団体と協働して、男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念に基づき、就労者の職業生活と家庭生活その他の社会における活動を両立できるよう職場環境を整備するとともに、その事業活動の業務における方針の立案及び決定過程に男女が対等に参画できる機会を確保する等、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、市、市民及び市民活動団体と協働して、男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

（市民活動団体の責務）

第7条 市民活動団体は、基本理念に基づき、団体の運営に関する方針の立案及び決定過程に男女が対等に参画できる機会を確保する等、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民活動団体は、市、市民及び事業者と協働して、男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

(地域における男女共同参画の推進)

第8条 すべての人は、地域社会における男女の固定的な役割分担意識や慣行を是正し、男女共同参画による地域社会づくりの推進に努めるものとする。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第9条 すべての人は、家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止等)

第10条 何人も、あらゆる場において、性別により差別した取扱いを行ってはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他個人の尊厳を踏みにじる行為を行ってはならない。

(情報の表現への配慮)

第11条 すべての人は、新聞、雑誌、ポスター等において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスを助長し、その他男女共同参画の推進を妨げるような表現を用いないよう配慮しなければならない。

(生涯にわたる健康への配慮)

第12条 男女共同参画の推進に当たっては、男女が互いの理解の下で、妊娠、出産等に関してそれぞれの意思が尊重され、生涯にわたり心身の健康が維持できるように配慮されなければならない。

第2章 基本的施策

(計画)

第13条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進のための基本的な計画（以下「計画」という。）を策定する。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画を推進するために必要な事項

3 市長は、広く市民等の参画を受けて、計画を策定しなければならない。

4 市長は、計画を策定するに当たっては、第20条の規定により設置する参画会議（次条において同じ。）の意見を聴かななければならない。

5 市長は、計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、計画の変更について準用する。

(進ちょく状況の公表)

第14条 市長は、定期的に計画の進ちょく状況についてとりまとめ、参画会議の意見を聴いた上で、これを公表するものとする。

(調査研究)

第15条 市長は、男女共同参画を推進するため、必要な調査研究等を実施するものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第16条 市長は、必要と認めるときは、事業者に対し、男女共同参画推進施策に関する協力及び報告を求めることができる。

2 市長は、事業者に対し、男女共同参画に関する事項について支援及び助言することができる。

(情報の提供及び広報活動)

第17条 市は、男女共同参画の推進について、市民、事業者及び市民活動団体の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報を提供するとともに、広報活動に努めるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第18条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策に関する苦情及び性別により差別した取扱い等に関する相談に対し、関係機関と連携を図り適切に対応するよう努めるものとする。

(家庭と社会における活動の両立支援)

第19条 市は、男女が共に家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立ができるようその支援に努めるものとする。

第3章 推進体制

(参画会議の設置)

第20条 男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、御殿場市男女共同参画会議(以下「参画会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第21条 参画会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 第13条第4項に規定する事項について、調査審議し、意見を述べること。
- (2) 市長の諮問に応じ、基本的かつ総合的な男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べること。

(組織等)

第22条 参画会議は、委員10人以内をもって組織し、男女のそれぞれの委員の数は、委員の総数の10分の4以上とする。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識と経験を有する者
- (2) 事業者の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 2 3 条 前 3 条に定めるもののほか、参画会議に関し必要な事項は規則で定める。

(推進体制の整備)

第 2 4 条 市は、市民、事業者及び市民活動団体の協力の下に男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備する。

第 4 章 雑則

(委任)

第 2 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(御殿場市教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例の一部改正)

2 御殿場市教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例（昭和 3 1 年御殿場市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

P F I 事業者選定審査会委員	日額 1 2, 0 0 0
婦人相談員	月額 2 2, 5 0 0

」を

「

P F I 事業者選定審査会委員	日額 1 2, 0 0 0
男女共同参画会議委員長	日額 7, 2 0 0
男女共同参画会議委員	日額 6, 7 0 0
婦人相談員	月額 2 2, 5 0 0

」に改める。

3 御殿場市男女共同参画計画策定委員会設置要綱

平成20年6月9日

告示第132号

改正 平成22年3月31日告示第99号

平成26年3月31日告示第83号

平成28年5月17日告示第170号

(設置)

第1条 男女共同参画社会づくりを目指す御殿場市男女共同参画計画（以下「計画」という。）を策定するため、御殿場市男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、市長をもって充て、副委員長は、市民部担当副市長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(一部改正〔平成28年告示170号〕)

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会の所掌する事務について、専門的に調査し、及び研究するため幹事会を置く。

2 幹事会は、15人以内で組織し、委員長が指名する者及び御殿場市男女共同参画推進条例（平成20年御殿場市条例第47号）第20条に規定する御殿場市男女共同参画会議から推薦を受けた者をもって構成する。

3 幹事会の男女それぞれの人数は、幹事の総数の10分の4以上とする。

4 幹事会に幹事長及び副幹事長1人を置き、幹事の互選により定める。

5 幹事会は、幹事長が招集し、会議の議長となる。

6 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(一部改正〔平成28年告示170号〕)

(庶務)

第7条 委員会及び幹事会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日告示第 99 号）

この告示は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日告示第 83 号抄）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 17 日告示第 170 号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

（一部改正〔平成 22 年告示 99 号・26 年 83 号〕）

市長 副市長 教育長 企画部長 総務部長 市民部長 健康福祉部長 環境水道部長
産業部長 都市建設部長 危機管理監 会計管理者 教育部長 議会事務局長 御殿場
市・小山町広域行政組合事務局長 御殿場市・小山町広域行政組合消防長 その他市長の指
名する者

4 御殿場市男女共同参画計画策定委員会幹事会幹事名簿

御殿場市男女共同参画会議からの推薦

役 職	氏 名	備 考
幹 事	渡邊 善信	御殿場市区長会
副幹事長	鎌野 美子	御殿場市婦人会連絡協議会
幹 事	勝村 由加利	御殿場市校長会
幹 事	大割 克美	御殿場市商工会
幹 事	三改木 由美	男女共同参画社会づくり宣言事業所 (NPO市民活動広場ふらっと御殿場 御殿場市民活動支援センター)
幹 事	杉山 喜美	男女共同参画社会づくり宣言事業所（御殿場農業協同組合）

御殿場市男女共同参画計画策定委員会委員長からの指名

役 職	氏 名	備 考
幹 事	上道 勝人	総務部 人事課
幹 事	滝口 有加	総務部 税務課
委 員	湯山 順子	市民部 くらしの安全課
幹 事 長	村松 哲哉	市民部 市民協働課
幹 事	湯山 晴美	健康福祉部 健康推進課
幹 事	野木 充	産業部 商工観光課

5 御殿場市男女共同参画会議規則

平成20年12月26日

御殿場市規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、御殿場市男女共同参画推進条例（平成20年御殿場市条例第47号）第23条の規定に基づき、御殿場市男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(委員長及び副委員長)

第2条 参画会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、参画会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 参画会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 参画会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 参画会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第4条 参画会議の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、参画会議の運営に関し、必要な事項は、委員長が参画会議に諮り定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

6 御殿場市男女共同参画会議委員名簿

役 職	氏 名	備 考
委 員 長	池谷 洋子	知識経験者
副委員長	根上 清逸	御殿場市区長会
委 員	芹澤 眞喜代	御殿場市婦人会連絡協議会
委 員	横川 幸次郎	御殿場市校長会
委 員	勝又 美津代	御殿場市商工会
委 員	萩原 直美	男女共同参画社会づくり宣言事業所（矢崎エナジーシステム株式会社 富士工場）
委 員	横山 敦	男女共同参画社会づくり宣言事業所（御殿場農業共同組合）

7 計画にかかる諮問・答申

28 御市協第 594 号

平成 29 年 2 月 15 日

御殿場市男女共同参画会議

委員長 池谷 洋子 様

御殿場市長 若林 洋平

御殿場市男女共同参画計画「第四次レインボープラン御殿場」(案)について(諮問)

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、御殿場市男女共同参画推進条例第 13 条第 4 項の規定に基づき、御殿場市男女共同参画計画「第四次レインボープラン御殿場」(案)について意見を求めます。

平成 29 年 3 月 2 日

御殿場市長 若林 洋平 様

御殿場市男女共同参画会議
委員長 池谷 洋子

御殿場市男女共同参画計画「第四次レインボープラン御殿場」(案)について(答申)

平成 29 年 2 月 15 日付け 28 御市協第 594 号にて諮問のありました御殿場市男女共同参画計画「第四次レインボープラン御殿場」(案)について、慎重に審議を行った結果、次のとおり答申します。

御殿場市男女共同参画計画「第四次レインボープラン御殿場」(案)は、妥当なものと認めます。

なお、本計画の着実な実施によって、男女共同参画の趣旨に関する市民の正しい理解のもと、男女共同参画社会を目指し、誰もが生きがいと誇りを持って暮らすことができる、明るく元気あふれる御殿場が実現されることを期待するとともに、審議の過程において出された下記の事項に留意されるよう希望します。

記

- 1 地域で抱える様々な社会問題の解決のために、男女共同参画の推進が不可欠であることから、行政だけではなく、市民や地域で活動する団体等と協働して取り組みを進められたい。
- 2 市民一人ひとりが性別や世代に関わらず、個性と能力を発揮し、意欲を持って参画できるような環境づくりを進められたい。
- 3 本計画の推進にあたっては、多くの市民に計画の内容が理解されるよう、適切な周知・啓発に努められたい。

8 相談窓口

相談名	期日・受付時間	相談員	会場	担当課
		内容		
人権相談	毎月 10 日(休日と重なった場合は翌開庁日)13:00～16:00	人権擁護委員	市役所市民相談室他	くらしの安全課 ☎(82)8400
スペイン語・ポルトガル語による生活相談	毎週月～金曜日 9:00～17:00	差別、人権問題などの相談 在住外国人生活相談員 市役所市民相談室 スペイン語・ポルトガル語による日常生活相談		
こころの健康相談	毎月第2・4木曜日(予約制) 10:00～16:00	臨床心理士	市役所市民相談室	
家庭児童相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00	臨床心理士による面接相談 家庭相談員 市役所家庭児童相談室		
女性相談	毎週火・水・木曜日 9:00～16:00	子ども(18歳未満)に関するすべての相談 婦人相談員 市役所家庭児童相談室 配偶者や恋人からの暴力に関する相談		子育て支援課 ☎(82)4124
発達相談	(予約制) 詳細はお問合せください	臨床心理士・保健師	子ども家庭センター	子ども家庭センター ☎(70)6821
子育てこころ相談		家族や本人の発達に関する相談 臨床心理士・保健師 子ども家庭センター		
		子ども及び子育てに関する心理相談		
地域包括支援センター相談	毎週月～金曜日 8:30～17:00 (ただし、緊急時は 24 時間対応可)	主任ケアマネージャー・保健師・社会福祉士 御殿場地区担当 十字の園 ☎(84)5950 原里・印野地区担当 あすなろ ☎(89)7929 玉穂・高根地区担当 菜の花(社会福祉協議会) ☎(70)6804 富士岡地区担当 富岳☎(87)6873 高齢者についての総合的な相談		介護福祉課 ☎(83)1463
心身障害者相談	毎月第 2・4 水曜日 13:00～16:00	身体障害者相談員など	ふれあい福祉相談センター	社会福祉協議会 ふれあい福祉相談センター ☎(70)6803
家庭なんでも相談	毎週木曜日 10:00～12:00	心身障害者に関するあらゆる相談 相談コーディネーターと職員 ふれあい福祉相談センター 家庭の悩み全般		
男性結婚相談	毎月第 1 金曜日・第 3 日曜日 13:00～16:00	結婚相談員・相談コーディネーター	ふれあい福祉相談センター	
女性結婚相談	毎月第 2 土曜日・第 4 金曜日 13:00～16:00	結婚に関するあらゆる相談		
こどもすこやか相談	毎月第 1・3 水曜日 10:00～12:00 13:00～16:00	主任児童委員など	ふれあい福祉相談センター	
父親相談	随時受付(予約制)	幼児期や思春期の子育て相談 相談コーディネーターと職員 ふれあい福祉相談センター 子育ての悩みや父子家庭等の生活に関する相談		
成人健康相談	毎月1回(予約制)	保健師・栄養士	保健センター	健康推進課 ☎(82)1111
ママサポ相談	毎週月～金曜日 8:30～17:15	生活習慣病に関する相談や栄養相談・骨密度測定など 助産師・保健師 保健センター 妊娠前から妊娠中・出産や子育てに関する相談		
乳幼児健康相談	毎月1回 9:15～10:15	保健師・栄養士・歯科衛生士 保健センター 乳幼児の身体測定や育児に関する相談		
女性・電話相談	月・火・木・金曜日 9:00～16:00 水曜日 14:00～20:00 第 2 土曜日 13:00～18:00 【弁護士相談】 第 3 火曜日 13:00～16:00 【精神科医相談】 偶数月第 4 火曜日 14:00～16:00 (祝日、年末年始を除く)	夫やパートナーとの関係、子どもや家族についての相談 [東部地域]☎055-925-7879		静岡県男女共同参画センター あざれあ
女性・専門相談(面接)	(予約制) 月・木曜日 10:00～15:00 水曜日 14:00～19:00			
男性・電話相談	毎月第 1・3 土曜日 13:00～17:00	自分の生き方、家庭の問題、仕事や健康の相談 ☎054-272-7880		

御殿場市男女共同参画計画
「第四次レインボープラン御殿場」

発行日：平成29年3月

発 行：御殿場市 市民部 市民協働課

〒412-8601

静岡県御殿場市萩原483番地

TEL 0550-82-4308

FAX 0550-82-4343